



第三章 歌合判詞にみる俊頼の歌論

第一節 判詞に対する調査方法

の設定

俊頼歌論の本質的なものはその著「俊頼髓」に見出されるが一方彼の具体的歌論は彼の関係した多くの歌合判詞により知られる。歌合という場にあつて具体的作品の批評意識は最もその判者の端的な生きた声として正

直に吐露される。いわば目の前にある作品に
対しての判詞は直截的歎論を形成する。
さて、金葉集時代を中心として俊頼の出席
した歌合は、七十五才の生涯の間に二十五回
。そのうち判者となつたのが十一回であつた。
この時代を歎論史の上から見ると、すでに
平安文学が最盛期をすぎた院政後期の下降期
であり、新旧二つの思想が後拾遺集撰述をめぐ
つて藤原通俊と源経信との対立にまぎらず表面
化し、やがて、それがそのまゝの形で発展し

て保守派の藤原基俊と革新派源俊頼との対立
 期を迎え、いよいよその旗色を鮮明にすると
 いった時期に入る。歌合も、これ以前の宴遊
 中心の時代はすぎ、本格的歌論の新しい時代
 に入ってきてくるのである。

新しい和歌と歌論の世界を俊頼みずからの
 手で開こうとする時機の到来であった。

今、俊頼の列した歌合の一覧表を示すと、
 次の如くなる。(一)印は判者となった歌合)

歌合名

判者

歌数

開催年次

年令

9	8		7	6	5	4	3	2	1
無名歌合	左近朝臣家権中將俊忠	※堀河院百首	堀河院艶書合	備中女子歌合 仲実朝臣	源宰相中將国信家歌合	高陽院七番歌合	都芳内院根合	四條宮 (皇太后宮) 扇合	八刑部卿家政の長会
判者	判者		作者	作者	判者	作者	作者	作者	作者
1	1	(100首)	1	1	5	5	3	6	2
七月廿二年	五月廿六年日	(長治四年四月二十四日)	康和五年二月廿七日	康和五年二月廿七日	康和四年八月廿二日	寛治八年八月十八日	寛治七年	寛治三年八月廿三日	永保二年
51	50	(50)	48	46	46	40	39	35	28

17	16	15	14		13		12	11	10	歌合名
内大臣(忠通)家歌合	实行卿歌合	新中(源雅定)家	雲居寺後宴歌合	※後度堀河百首	六條(实行)家歌合	※俊頼颯脑成立	山家五番歌合	师頼卿家歌合	中宮女房歌合	

判作者	作者	作者	作者		作者		作者	判者	作者	作者判者
-----	----	----	----	--	----	--	----	----	----	------

3	3	3	1	(100首)	5		5	なし	1	歌数
---	---	---	---	--------	---	--	---	----	---	----

十元月永二年日	六合月廿九年日	五元月永十年日	八永月久四年	十(永)二月廿四年	六永月久五年日	正永月久三年	四天月仁晦三年日	天仁二年冬	長治二年	而催年次
---------	---------	---------	--------	-----------	---------	--------	----------	-------	------	------

64	64	64	62	62	62	61	56	55	51	年令
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

25	○	24	○	23	○	22	○	21	○	20	○	19	○	18	○
撰政左大臣(忠通)家歌合		※金葉集再奏本成るか。		無勤寺歌合		関白内大臣(忠通)家歌合		修理大夫(顕季)家歌合		内藤頭長実白河家歌合		内大臣(忠通)家歌合		内大臣(忠通)家歌合	
判作者		判作者		判作者		判作者		作者		作者		判作者		判作者	
2		6				5		3		1		3		なし	
八大治元年		天治二年		二保安廿三日		九全月十二日		皇全五月二十一日		皇全五月十三日		十全月十三日		十全月十一日	
		三月治元年頃													
72		70		68		67		67		67		64		64	

者としてこれに参加している。この間にあつ
 まで生涯、各種の歌合に作者として、或は判
 大治元年（知才）の「攝政左大臣家歌合」晩年
 「刑部卿政長の八條の家」の会しを始めとして
 頼の名の始めてみゆる ~~（知才）~~ 永保二年（知才）の
 この表でわかる如く、歌合を中心にして俊

※ 俊頼・歿	※ 散木奇歌集成るか。	※ 金葉集三奏本成るか
大治四年	大治三年	大治二年
75	74	73

て俊頼の残した大きな歌壇的な業績を一つの
ピークとして区切りをつけてみるならば、(一)
五十代に「堀河院百首」の張行。(二)六十代に
「俊頼髓脳」の成立と「後度堀河百首」の張
行。(三)七十代に「金葉集」の撰進があるなど、
これらは「歌合」の作家、判者と合せて彼の
生涯のたゆみなき歌人、歌論家の関歴をよく
物語っているのである。さらに、これを官人
の側からみると、俊頼が木工頭を退官したの
が、天永二年の五十七才の時であり、この退

官を一つの境として、在官時代と退官時代と大きくわけて見ることも可能であろう。しかし、在官時代と言っても、彼が始めて判者を勤めたのは、左京権大夫（従四位下）時代の46才に開催された「源宰相中将国信家歌合」（一康和二年）であった。それ以前は、専ら作者として列しているにすぎず、そのため作品は知られるが判詞がないので歌論家俊頼の姿はまだ表面にはあらわれて来ない時代である。表でもわかる通り、むしろ、歌壇に進出し

大いに歌論家として活躍を始めたのは、木工頭を退官した以後六十代になってからのことであつた。俊頼は、一方これまでの歌人としての自己の歩みを基底とし、又、判者などの体験を通してここに歌の論を体系づけようと考へて鋭意この仕事に当たり高陽院のためとめあげたのが、俊頼髓脳^ルであつた。こうしたことと考え合せてみれば、この向の彼の動向も把握出来るし、同時に一方においては、さらに各種の歌合に判者として人々からも迎え

られ、歌壇における彼の地位は確固不動たるものになつていたのである。六十年代に至り判者の度数の最も多いこと、しかも内大臣忠通家に関係する歌合の判者を五回も勤めたのはこのことをよく証明するものである。以下、判者となつた歌合の判詞を見ることにより彼の歌論のあとづけを考えてみたのであるが、一俊頼髓腦^いの成立を一つの機として、それ以前を彼の判者才一期と考へ、凡そ、それは年代的にみて、四十代から五十代に亘る

約十年間に当たる。次は、才二期で、つ俊頼
髓脳レ成立以後つ金葉集レ撰進まで、年令
的には六十代。彼の判者として最も完成した
期に当たる。才三期は、金葉集撰進後の最晩
年の七十代。金葉集三奏本が成り、家集つ散
木奇歌集レも成立した円熟期にあたる。こ
うした三期を設定し、彼の判者となつた各種の
歌合のあとを考えてゆきたいと思う。

俊頼が歌合の作者として初めて出詠したの
は、寛治三年一一〇八九）八月二十三日、宇

治に於て催されたる四條宮扇合しであり、彼の
 の三十五才の時であった。四條宮へ藤原頼通
 の女寛子しが皇太后になられてから開かれた
 もので、判者は、父経信であり、俊頼は父経
 信に伴なわれて出席したのであるが表だった
 歌人としてではなく僅か代作を以つて終つて
 いる。しかもこれは、小規模乍ら、俊頼が公
 の歌合に始めて出席した記念すべき歌会であ
 った。以下、郁芳内院根合へ寛治七年、高
 陽院七番歌合へ寛治八年、その他一覽表に見

る如く俊頼の出席歌合も多くなつてきているが、彼が始めて判者となつたのは、周知の通り「国信家歌合」であつた。そこでこの「国信家歌合」以前の四十才前半までは、歌人としても基礎時代と見るべく、判者としては、この「歌合」の康和二年以後を才一期として設定したわけである。この様な観点に立つて以下「俊頼と歌合」との関係につき考えてゆきたい。その調査方法としては、まず夫々の歌合そのものの歌壇史的実態と俊頼の位相と

いうものを全体的に把握し、その次に具体的
 な判詞の分析を考えてゆこうと思う。その具
 体的な方法としては大きくは、(A)歌の内容、
 情趣に関する批評と(B)歌の言語表現技法に関
 する批評との二つにわけて類別した。更に、
 (A)を(一)風姿論(歌から、すがた・歌めく、その
 他風姿に関するもの) (二)趣向論(めづらしき、
 ふし・優なる心・心すぐれる、その他趣向に関
 するもの) (三)声調論(すべらか・なだらか・
 耳とまる、文字つづきその他声調に関するも

の(一)に細分し(B)を(一)表現論(詞の表現技法に
関するもの(二)頭意論(三)歌病論等に細分した
のである。以下、こうした方法を中心に分析
してゆくのであるが、実際には一首の中に、
これらのものが混在して判じられている場合
も多いし、独立している場合もあるという風
にその様相は極めて複雑である。そこで、大
体主要な判詞を中心に抜き出して整理しつつ
論を進めてゆきたい。これは、彼の判詞を、
縦の線に結びつけ、それぞれ個々の歌合に

◎

第

一

期

第二節

各期の判詞の実態とその展開

どのような特色があり、同時にそれはどのよ
 うに次の歌合の判詞に継承されていくかとい
 う発展的な相に於てとらえたためであり、
 面倒な作業であつても彼の歌論史、とりわけ
 歌合の判詞の展開はこの様な系統的（考）形でまと
 めてみる必要がある。これが筆者のつた判
 詞に対する調査方法である。

(1)・源宰相中将国信家歌合と俊頼

俊頼四十六才の時。この歌合の伝本は群書類
類従本(卷二一三)と、その祖本たる「類聚歌合」
廿卷本(伝忠家筆田中家蔵)源宰相中将家和
歌合「及びこれら兩本の原型本である書陵部
本の「国信卿家歌合」があり、これは完本で
あって詳細な判詞を有するのみならず、この
歌合作者若狭阿闍梨隆源の歌合に対する陳状
と同じく作者基俊の後記とが附せられてゐる。

それは康和二年四月二十八日、六條右大将源
 顕房の三男でしかも参議左中将国信の主催し
 た歌合である。但し、流布本(田中本)、書陵部
 本とも歌合開催の日時は記載がないが、袋草
 紙遺編、和歌合略目録にも夫々康和二年四月
 二十八日とにしてゐるので、天本抄にも康和二
 年とある。歌合作者などの官位と照合して信じ
 て宜しく、国信は従三位参議左近中将兼播磨権
 守基俊の後記は全五月廿一日附となつてゐる。
 場所は国信の坊城の邸宅で開催されたもので

書陵部本と流布本との歌題、本文に差異のあるこ
とはすでに橋本不美男代が指摘された通りで
ある。^(註①)この歌合の特色としては凡て、題が
恋のみの五題二十番であることである。ただ
この二十番恋の題が、流布本では四題二十番
（初恋四番、会恋八番、夜恋四番、歴年恋四
番）に對して異本ともいふべき書陵部本では
五題初恋、後朝、遇不逢恋、夜恋、歴年恋各
四番の組題になつてゐるのは、恋愛の心理過
程における諸相を新しく分析した題としてよ

り適當であると言えらる。更に、判詞、隆源の
 陳状、基俊の後記とが附載されてゐること等
 は、歌論史上、特に俊頼と基俊の対立といふ
 点から重要な意味をもつ。この歌合からは、
 金葉集に三首、勅その他七勅撰集に十二首の多
 くの入集をみる所からみて規模は小さかつた
 が和歌史上にも注意すべきものであつた。

この歌合の構成メンバーは次の八人。

左方に、宰相中将国信、左京権大夫俊頼、

阿闍梨隆源、源家取。

右方に、刑部卿頭仲(註国信の兄)、散位基俊、
備中守仲実(註国信従兄弟)、源兼昌。
いずれもこの当時の歌壇の中堅層を形成して
いた作家達ばかりで、遊宴性はすでに払拭さ
れ文芸意識を基底とする方人各自の論難は衆
議判として激しく対立した。主催した国信は
まだ若く三十三才の公卿補任による貴公子で
あった。

国信自身も堀河院初度百首を始めとして、
万葉集の次点者として活躍した歌人であるが

この歌合以前には、その名を見ない。この意
 味からも、^一国信卿家歌合^レは、国信自身に
 とつても記念すべき歌合であつた。俊頼と国
 信との親交のあつたことは、散木奇歌集の歌
 によつても知られる。[〃]
 ところで、^一十訓抄^レの一に、
^一源中納言国信卿家の歌合を俊頼の判じた
 る[〃]をば、若狭阿曾梨隆源、左衛門佐基俊
 など、おのおのおこづき、やうやう事ど
 も書付けたりけるにや。[〃]

と評した話が収められてゐる。これによれば、この歌合は俊頼が判を加えてゐるといふ事が知られる。形式的には衆議判であつたが、俊頼が事実上の主判者の位置にゐたといふことの様である。

それには、隆源が自作に対する判詞に対しての陳状、(袋草紙、図書寮本)及び基俊と番えられた俊頼の五首に對する基俊の再判を漢文で記してゐる「後記」が附せられてゐて、歌論的にも二人の対立の競われざるを資料と

なつてゐる。ことが注意される。その「後記」の冒
 頭に、
 「左京権大夫和歌判事、右竊披閱之處、愚心
 還有感……」
 とあり、ここでもこの歌合の判者が俊頼とい
 うことを表明してゐるのである。ところが、
 この「判事」といふのは、(註②)萩谷朴氏によると、
 「判事」を「判書」に改め「判書」とは、
 判詞の記録の意である。俊頼が当座の衆議判
 を整理した上は、自己の見解感想を加えて成

立したのが、この判書即ち乙本系証本（註宮内
庁書陵部蔵桂宮本）の祖本であつた。しと新しい
解釈を下してゐる。即ち、氏によると、俊頼
は、象議判の結果を清書して主催者国信に原
記録作製者として進呈したにすぎないといふ
のである。この解釈から、判者は俊頼といふ
よりも、むしろ最も発言権を有してゐたりは
門地の高い故右大臣の男である基俊であつた
とみえてゐる。左方の隆源が、同じ左方の俊頼
に陳状をつきつけ、事は有り得ないとあるの

主催者も許していったことである。
 源が俊頼に對して自由に陳状してもこのでは
 る所を達した。ところが考えられる。だから隆
 には、左右之義を忘れて自由には各々看
 を并護するのが立て前であつても、この場合
 元からするとは、左方は左の歌、右方は右の歌
 者、仍互志、左右之義、各達所着而已。とある
 読合了。亭主命縦雖無判、唯以象議可被量定
 るが、書目陵部の冒頭のはしがきに「左右歌伴
 である。この矣はなるほど、筋は通る様であ

なお、萩谷朴氏は、「甲本（註、廿卷本の二と）に判詞の記載のないのは、乙本（注書陵部本の二と）を抄出した結果ではなく、判詞の記載されていない甲本と詳細に判詞を記載した乙本と、原本成立の源流を異にしただけであると言わねばならない」と言う考え方に立ち、橋本不美男氏の乙本が甲本の原型本説は誤りであることを指摘している。その理由として、廿卷本の未流伝本が、島原公民館松平天庫本、川谷天庫本、群書類従本等があり、元本は

る廿卷本出現以前にも、甲本は流布本として
 の地位を占めていたこと等にもふれられている。
 この点は、筆者もこれらの諸本を調査した結
 果、傾聴すべき説と思つた。ただ、ここであ
 縦雖無判とあるのを萩谷氏の様に全く一定
 の判者がないから甲本が判詞を記録していな
 いのが当然であると解してよいかどうか。
 思ふに、おそろく衆議判的歌合たることを
 言つたのでこのような書き方になつたのであ
 ろう。と、ころが、実際に於ては、基俊追判の

前文には、「左京権大夫和歌判事、右籙報閱
之處、愚心還有感……」とあり、俊頼の判者
たることを認めている。同様にして基俊自身
も判者として活躍している。これは双方とも
衆議判の一人として参加し、しかもいきおい
二人は、歌壇的位置から当然、衆議判の代表
的存在とされたであらう。また、書陵部本は
基俊後記の存在からいわれる中、基俊本系の伝存
本であるとは橋本氏の言われることは肯定して
よい。従って事實は、この様にして実際の判

詞が書陵部本に伝存してゐるのがある。しか
 も、書陵部本の方が二十卷本より広く用いら
 れてゐることは、その後、歌合から勅撰集入
 首の歌が多く書陵部本によつてゐることから
 も知られる。これを俊頼の五首の中次の一首
 の君こふとなるみのうらの染ひさきしほれて
 のみも年をふるかた
 の上句が二十卷上では「恋ひしさに」となつ
 ていて甲本、乙本のうちこの一首のみが異存
 つてゐる。これをその直後に書いたと思われ

る 追判をみると、やはり乙本と同訓であり、
散木集も新古今集もそうである。従つてこれ
を萩谷氏がつ乙本原型を執筆するに際しての
恣意に基づく自歌改訂に因るものかと思われ
る。と(平安朝歌合大成五)述べているのは賛成
しかねる。しかも、萩谷氏のいう如く俊頼は、
この歌合をただ事務的に淨書したのみであら
うか。たしかにその判詞の書きぶりをみると
萩谷氏の指摘した如くに基俊にかなりの疑言
力がある様な印象もたないではないが、それは

基俊の主動的位置にあることを意味するもの
 ではない。それは、基俊の性格から来たもの
 と私はみてゐる。謙讓的な俊頼と極めて対照
 的な基俊の恣意的な判詞の書きぶりに起因す
 るところのものである。これまでの諸説にも
 (注③) 堀部正二氏、(注④) 近頃は橋本不美男氏、その他、
 (注⑤) 峯岸義秋氏、(注⑥) 岩津資雄氏はいふれも夫々の用
 係論考に俊頼をその主判者としてゐる。基俊
 自身も、先に述べた如くその追判に俊頼の判
 者たることを認められてゐる。こゝに「意味から

私も、俊頼判者説（象議判的性格はありますが）
に賛同する。

次に俊頼の判詞の内容を中心に分析して中
きた。本文は書陵部本によった。

すべき歌である。

この二首は、俊頼、基俊の番として注意

の世ぞかなしかりける（今右・基俊・勝）

○人し水ぬ恋にはまけじと思ふにもうつせむ

りなしのぶ心は（初恋ニ番左・俊頼）

○風ふけばたぢろぐ宿の板どとみやぶれにけ

(1) 歌がら

(一) 風 姿 論

し	い	存	は、	つ	と	か	る	う	俊
て	る	基	じ、	右	証	れ	が、	る	頼
い	が	俊	め、	歌	歌	て	、	わ	の
る	つ	の	た、	け	を	侍	俊	し	歌
。	初	歌	る、	に	示	れ	頼	く	に
二	悪	ハ	悪、	歌	そ	ば、	は、	な	つ
れ	レ	在	ハ、	が、	う	、	、	い	り
に	の	リ	心、	ら、	と	か	、	。	て
対	題	方	存、	は、	ま	か	歌	大	は、
し	意	に	む、	を、	じ	る	の	き	、
て	に	つ	見、	か、	発	筋	品、	な	右
は	叶	き	え、	し、	言	の	、	謔	方
基	わ	歌	侍、	う、	し	歌	さ	リ	か
俊	な	が	ら、	も	こ	存	ま	ら	ら
は、	い	ら	ず、	や	い	き	い	か	ら
、	こ	は	。	侍	る	に	、	ら	戯
あ	と	は	と	ら	。	あ	あ	ず	言
っ	を	す	を	む	さ	ら	ま	に	歌
さ	指	ぐ	指	。	ら	た	た	あ	で、
り	摘	れ	と		む	命	れ	い	

容認してゐる。これは俊頼髓脳に、
 「大方歌をよまむには題をよく心得べきなり
 」。とある。考えと軌を一にする。しかし、基俊
 は何とか「勝たまほしげに侍れば」といふ態
 度をみすかさされ、つづぬおとりまさりは、
 よの人のさだめられん。こよゑばかりは、
 さらば右の勝にもとゆるされ、かつとかき
 つけられぬ。と、いう後味の悪し勝ち方で基俊
 の方が勝つてゐる。

基俊後記には「此歌、已文送江賦之躰也。

今人非所可及也。』と激賞してゐる。
 ○恋しさにたえず流るゝわが袖の涙を人の心
 ともがなへ遇不逢恋十番左・俊頼』
 ○たはれにしゝもにやあふと道のべにとひし
 中ふげ人だぞのめなるへ今右・勝・基俊』
 この歌についで基俊は『左の歌・ふかきと
 がに侍らねども、あひてあはぶとゝふ心や、
 すくな侍らん。』と判じてゐるが、これに對
 して俊頼は、『歌がらやあやしうも侍らん。
 一 中略 一 あはぬ先に、わすれぬる人をば、い

ひたゆとなむ申とならひて侍れば、心には、
 あやまたぬやうになん思給しと釈明し、右
 歌の心うかれたるやうにみたまうれしと逆襲
 した。又つづいて「妹し」という用語について
 兩人の対立解釈（俊頼は妹を妻とのみ限定せ
 ず、基俊は妻に限定。）の応酬などあり勝負は
 きまらず結局最後の判を国信にまかせ俊頼
 は負となった。康和期の歌合に於ては、オ
 ソドックスな基俊の歌の方が無難であったの
 である。

俊頼、基俊の論の中心は歌における「心」の向題であり、二人の考え方の対立を示す例である。にもかゝらず、基俊後記では「高才未レ屑細事。大哉歌聖。」と激賞している。うたゝねのゆめかとのみぞなげかるゝ明ぬるよはのほどしなければ（後朝五番右・勝・顯仲）に對しては、
「後朝の心はすくなけれど、歌がらのまき、りて侍れば勝つべきにや」とぞ。
とあり、ここでは、心よりも「歌がら」の方

い、ま、少、し、お、か、し、う、よ、ま、れ、た、り、と、て、右、の、勝	「右、歌、は、悪、の、心、ぞ、す、く、な、け、れ、ど、も、歌、が、ら、の、	に、対、し、て	わ、す、れ、や、は、す、る、(、過、不、逢、恋、十、一、番、右、勝、・、仲、実、)	○汲 ^{くみ} み、て、し、心、ひ、と、つ、を、し、る、べ、に、て、野、中、の、清、水	事、は、次、も、同、じ、。	と、し、て、大、切、な、評、語、で、注、意、す、べ、き、で、あ、る、。	こ、の、癸、言、は、俊、頼、歌、論	う、本、意、に、副、わ、な、く、て、も、歌、が、ら、が、ま、さ、つ、て、い	を、重、ん、じ、た、俊、頼、の、態、度、が、窺、わ、れ、る、。	題、詠、と、い
-------------------------------------	---------------------------------------	---------	---	--	---------------	-------------------------------------	-------------------	---------------------------------------	---------------------------------	---------

にさためられぬ。」

とある。以上は俊頼自身の判詞であるが衆議

判の肉係から「致がら」についての人々の判詞も

二例ほどある。(「初恋四番右・勝」後朝八番右・勝など)

「致がら」は以上の諸例で明らかにならず一首全

体に内在する「たけ」とか「姿」などのすぐれた内容

と関連すると今時に「をかし」という趣向ともま

た無関係ではない。俊頼の判詞はこの後にも

多く用いられるのでまたそこで述べる。

っ
 て
 は
 不
 満
 で
 あ
 っ
 た
 が
 っ
 文
 字
 つ
 づ
 き
 よ
 み
 知
 り

 と
 判
 じ
 た
 。
 っ
 珍
 ら
 し
 か
 ら
 ぬ
 事
 へ
 は
 俊
 頼
 に
 と

 ら
 ぬ
 筋
 な
 れ
 と
 っ
 文
 字
 つ
 づ
 き
 よ
 み
 知
 り
 て
 侍
 め
 り

 俊
 頼
 は
 っ
 こ
 の
 歌
 に
 対
 し
 て
 っ
 左
 歌
 へ
 珍
 ら
 し
 か

 ず
 の
 み
 こ
 ぶ
 る
 心
 を
 へ
 初
 恋
 三
 番
 左
 持
 ・
 隆
 源
 へ

 (1)
 い
 は
 だ
 だ
 思
 ひ
 や
 る
 に
 て
 し
 ら
 せ
 ば
 や
 人
 し
 れ

(二)

趣

向

論

(1)

めづらし

てレいることで持になつた例である。

これは、左右双方の総合的意見で俊頼のみ
の個人批評ではないが、少なくとも、俊頼の
意見も強く出ていると思われる。同じ隆源の

(2) こえなれし逢坂山のなぞもかくこひらにな
りてまどふなるらむ一遇不逢恋十一番左・

隆源)

「左歌、珍らしからねども、文字つづきな
どいひなれて、きよげに侍めり。」

とあり、これも俊頼自身の判詞ではなく、亭主国信の総合的判定である様だ。(1)、(2)とも「文字つづき」のよろしきことと併存しているのは全く同じ態度であり、「珍らしからねど」という前提が先に述べられている。(1)が持、(2)が負になっっているのは、隆源自身の歌がらにもよるものであろう。本歌合において、俊頼のみの判詞で「めづらし」と判定されたのは一首もない。これは衆議判という性格もあって、十分に俊頼の歌論が發揮されて

いるとは言いはない。

(3) つれなきをまけじとしのぶ心かなわかくろ

かみに霜のをくまげ(今十九番右・仲実)

「右の歌の、黒髪に霜置く」といふ言

の珍らしからねば、あからさまに左の勝

こころでは、「黒髪に霜置く」という伝統的な

見方に俊頼は珍らしさを感じなかつたのであ

る。このことは、終始一貫した基底的な彼の

歌論の中核を形成するもので、以後の判詞に

は常に、形をかえて判じられるものであるこ

とを指摘しておかねばならない。

(2) をかし

次に、¹ 珍らしし^レと共に、趣向論としては、

¹ をかし^レがある。すなわち、

(1) ¹ 左右歌共にをかしう侍るにや^レ。

（初恋一番左右）

(2) ¹ 左右の歌ども、いとをかしうよまれて侍

めれば^レ（夜恋十三番左右）

の俊頼判の二例と、¹ 左の歌、いとをかしう

よまれたり。レ（後朝六番左・俊頼）の衆議判
をいれると三例ある。由来、レをかしレはレ
あはれレと対蹠的理念であり、共に平安美学
を形成したものであるが、レをかしレは知性
の上に形成された美的世界である。歌論の上
でも、公任が「新撰髓脳」レ「九品和歌」におい
てすでにとりあげており、歌合判詞の上では
「亭子院歌合」レがおそらく最初であろう。し
かし、レをかしレが歌論として風姿の中に、
或は趣向の中に深く浸透するまでにはかなり

の時間を要した。俊頼は、この「をかし」を
 「優なる心」に「めづらしきふし」と共に尊重
 してきたのであるが、すでに「歌がら」の項
 で見た如く「歌がら」は「おかしう」と結びつ
 ている。これは「歌がら」という風姿の中に「
 をかしく」がその場を占めて美を形成し得る
 からである。

ところか一方、ここにみる如く、単独にも
 用いられるのであり、ここでは「歌がら」と
 いう風姿の用語はない。俊頼はここでは、風

姿の立場からではなく、直接歌の趣向に立ち向った上での評語と思われる。

そのことは、十三番左の歌において、右の歌ともいとをかしと判じたあとに「左の歌は、いますこし心すぐれたり」とあるところからして、それは「心」の方に、つまり趣向、着想の世界に近づいてゐることを意味するものであろうと思われる。よってここでは「歌から」の「をかし」とは區別して、趣向内容そのものとしてここに位置づけたの

である。言いかえれば、
 「歌かうをかしう」
 は「歌かう」という風姿に重みがかかっている
 ところが、ここでは、とりあげた作品内容から
 も理解される様に知的趣向そのものを対象し
 ているのである。

(3) 心

(1) 白浪にほかくる舟もある物をりさのおきを
 ばなにしたとへむ(後朝七番右・仲実)

この歌に對しては、左右いろいろ論議され
たが、結局負けたのは「なほその心あらはれ
ぬほどは、左勝とぞ」という判詞の如く、心
可なわら主想そのものが外れていたのである。
これは明らかに後頼の批評であることが前後
の書きぶりでも認められる。

(2) いつとだに又逢事を契りせばひをかぞへて
もなぐさめてまじし一過不逢恋十二番左勝・
家職)

(3) つれなくばやがてつれなくなりはてて又さ

らくにつれなきやなぞへ同右・兼昌

右歌、あしうもきこえぬうらに、左の歌

の心得ぬさまなれば、疑ひなき勝なめり。

と、あまたの人、申さるゝにこそと

あるところから衆議判である。ところかこれ

は二十巻本に於て(3)(2)と歌が入れ替つてゐる。

へ萩谷朴氏(注①)は兼昌の置音使用を一つの字か

りとして、書陵部本の順序を是とされ、書陵

本の判詞の方が左右を誤つたものとの考え方

に立ってゐる。今はこれに従う。(したかつ
て味書のように反対にすると、意味が通る。)こ
こに用いられた「心得ぬさま」も
右と解すべきで
ある。

(4) 思ひあまりながむる空もかきくもり月さへ
われをいとひけるかなへ夜恋十三番左勝

国信)

「左の歌は、いますこし心すぐれたりと
申さるめれば、げにさもやと承はるばかり

なり。とあり、この判詞は作者国信自身の
 判定に基づき俊頼が承認した形になつてゐる。
 以上、ここに用いられてゐるのは、(1) 心
 のあらはれぬほどは(2) 心得ぬさまなれば
 (3) 心すぐれたり。とあるうち、心の内部
 としての着想の意味にふれ、これに価値評価
 のすぐれたり。とあるのは(3)のみで、この
 歌合における「心」は、まだ十分、歌の内容
 の心にもでは發展してゐないといふのがその
 実態であるともみてよい。一応ここでは趣向論

の中には入れたが、以上のことを考慮に入れ
ての上である事を断っておきたい。
なお、ここでも心と関係して考えられるこ
とは同じ「心」であつても心そのものの内容
とは直接かかわりなく「題の心」について
の問題がある。これは(五)、題意論の項で一応
きりはなして考えることにした。

(三) 声調論

すべらか・文字つづき

○いつしかとしほるゝわれがたもとかな涙や
 恋のしるべなるらむ(初恋一番石・顕仲)
 に対して俊頼はつわれが袂かなしとよまれた
 る文字つづきも、すべらかにもくだらぬやう
 に聞ゆれど、それもあながちのことなれば、

深くも申さずと判じている。ここには歌の
声調として文字つづきの「すべらかし」の問題
を提示しているのであるが、「すべらかし」
「なだらかし」の評語はこれ以後の俊頼の判詞
には良く出て来るがこの歌合としてはこの
みである。「すべらかし」と反対は「きと耳と
まるし」ことであり、この評語はこの歌合に於
ては皮肉にも俊頼の歌「絶えず流るゝわか袖
のし（遇不逢恋十番左）」の「つき方についで
国信から批判された結果になつたのであるが、

俊頼の非常に重んじた声調論なのである。一
 文字つづきレが歌合の基準に判せられるよう
 になつたのはすでに古く亭子院歌合に始まっ
 ている。さて、本歌合において「文字つづき
 レについて取りあげられたのはすでに「めづ
 らしさ」の所で述べた隆源の歌二首（初恋三
 番左）（遇不逢恋十一番左）に對してであつ
 た。そのほかに、
 ○なかなかに袖ぞくろぬる思へどもあはずば
 なみだかからましやは（遇不逢恋九番・右・頭仲）

に對して「腰の五文字続かぬやうにこそ聞こ
え侍るは僻事にやと、人々申さるめれ」とあ
り、これは俊頼自身の評も含まれているだろ
うが、象議の形に於て發言されている。

以上声調論としての「文字つゞき」の判詞
をまとめてみると、象議判が一度、国信の綜
合意見が一度、俊頼が四度（内「耳とまる」。
「すべらか」も含む）という頻度数になり、凡
てが俊頼の個人判定ではないが、象議判の中
には俊頼の意見も反映していたのである。

(四) 表現論

俊頼が「詞」の表現の上に配慮を尽したことは「俊頼口伝」の中に「詞をかざりてよむべきなり」という発言のある通り、言語の表現技法は、俊頼にとって、極めて重要な面であり、以下「詞」についての判詞を分析してゆきたい。

(1) 詞の難

これについては、次の様な諸例をみる。

(1) 色見えぬ心ばかりはしづむれど涙はえこそ
しのばざりけれへ初恋一番左持・宰相中將
に打してつしづむればしなどよまれたる五文
字もいかゞと見給ふればしと俊頼は判じてい
る。これは、腰の五文字についての表現の向
題であり、十分熟しきつていないことへの指摘
である。この種の詞の論難は多い。

(2) 「人といふ文字の下に、
 「を」文字があら
 ま、ほしく、
 判じたのはこの歌に「人はうらみじ」とある「は」
 についでこの論難である。

(3) ねぬまゝに月をながめてあかすかなやみに

は恋もなぐさまじかしへ夜恋十六番・右・

兼昌

に對して「寝ぬまゝに」とは、寝られぬま
 ゝにといふべき事の詞のたがひにや。
 とあるのは、詞の表現不足についてであり、

声調の上からも初句のつまった用法に対する
具体的批評になっっている。

(4) 思ふこといやとしのはにつもる哉まだうら
とくる人しなければへ歴年恋十七番・右・

題仲)

に対して俊頼は、
「またうら解くる」とい
ふ事は、
僻言にはあらねども、
しばしばおぼめ
かるゝことなれば、
左の勝にもやとぞ。
判じている。
「おぼめかるゝ」とは詞の用法

が漠然としたことを指したものである。

(5) 「始めの五文字こそ、おびたゞしきやうに、

聞こえ侍れども、一初志三番・右」

と判じているのは、衆議院ではあるが、俊

頼もまた同意見であった。「おびただしきや

うに」とは表現の大袈裟に聞えることについて

への批評であつたと思われる。しかし「古き

歌によむことなれば」ともあり基俊の意見も入

つており、持になつた例である。(歌者略)

(2)

古い詞の論

(B) 君こふと鳴海の浦の浜ひさぎしほれてのみ

も年をふるかなへ歴年恋十八番左・俊頼

この俊頼の歌について基俊は「左の歌に浜

ひさぎしほるとよまれたるは、證歌や侍ら

ん。浪もしほるといふ証なくば、頗荒涼なり

。又古き歌には、可浜ひさぎとよみては、

「久し」とこそ続くめ水。レとあり、いかにも
基俊らしい。証歌の有無を問題にしようとし
た態度と、用語の表現形式として「濱ひさぎ」
レは「久し」レにつづく枕詞に限定しようとし
た態度とは、彼の伝統的形式主義に立脚した
ものと云える。これに對して俊賴は、鋭く「
この御難はからざるの外、事にこそ侍め水。
実に毛を吹いて疵を求め給なり。浜にあらむ
本草の、いづれか波に濡れぬものは侍らむ。
しほると申事は、波に濡れてやも生ひぬには

あらず。たゞ濡ると申事なり。と実作者とし
この自由な創作態度を誇示している。さらに
つづけて、つ又、濱楸久しと続くべしと侍る
は、いと堪へ難し。さらば編への古歌にこそ
は侍らめ。と、基俊の古さをついでいる。

基俊の枕詞論は、万葉集歌などをふまえて
の立言である。俊頼も万葉集を愛好した作家
であったが、同じ万葉集に対する態度も兩者
の間ではかなりの開きがある。本来に万葉精
神を知ることは、基俊の如く術学的態度から

は生まれては来ずに、自由な俊頼の発想こそ
 加万葉精神につながるものである。

(3)

優

(7) わが心ときぞともなくみだるれどひだにく

るれば恋ひそはりけるへ夜恋十五番・右・

仲実

の歌に對して「恋ひ漆はりけり」などよま

れたるほど、いと優にもあらぬことなれば、

左の勝と人々の象議判で決定された例であ

るが、俊頼が「優」といふ美的理念についで

深い関心を有していたことは、
「俊頼髓脳」
の中に詳述してゐることも知られる。

ここでは、衆議判の形ではあるが、
俊頼も
またその中の一人の意見として
総合的に提出
されたものであろう。

(8) 人心何をたのみてみなせ
川せきの古杭くち
はてぬらむへ歴年恋十八番右・
勝・基俊
に対して、俊頼は「堰の古杭」
とは、井堰
など申すことにや。よまぬ言には
あらねども

いと優にも圍こえぬ言葉にこそ待め水。と判じている。

優についての判詞は、本歌合に於ては、この(17)、(18)の二首のみである。しかし何れも、
「恋ひそはりけり」
「堰の古抗」というそれづくの詞に対して判ぜられたもので、心としてこの「優」はまだここでは対象とされてはいない。「優」は「優なる心の上に形成される美的形象であることは、
(注18) 実方清氏がすでに述べられていゝる。これは今時に「なだらか」と

いう表現にも、「歌から」という風姿とも関
 係しあうのであるか、歌合に於て最も早く現
 われたのは「内裡歌合」(天徳四年)である
 う。

優も、はじめは、文字続きなどの表現面に
 まず使用されてゐる。俊頼か、本歌合に於て
 用いたのも、以上の如く用語の上であつた。
 こ水が内容としての「優」に使用されたのは、
 俊頼の「内大臣家歌合」以後に属する。しか
 し、俊頼か、この歌合に於て、「優」をと
 り

あげたことは彼自身の歌合判詞史からみても
極めて大切なことであつた。なお、この問題
については、後でも述べることにする。

（以下、この欄には非常に薄い文字で、ほとんど読み取れない文字が記されている。これはおそらく別の文書からの転写ミスや、極端に淡いインクによるものであると推測される。）

掛
け
た
の
で
あ
る
が
、
ど
う
し
て
そ
の
根
が
磯
馴
水

こ
水
は
「
根
も
入
ら
で
し
と
「
寝
も
入
ら
で
し
と
を

い
か
で
か
そ
な
る
ま
で
も
侍
ら
ん
し
と
判
じ
た。

俊
頼
は
こ
の
基
俊
の
歌
に
「
ま
た
ね
も
い
ら
で
は

・
基
俊
」

い
ら
で
こ
ひ
あ
か
し
つ
る
「
夜
恋
十
四
番
左
・
勝

(9)
浪
の
よ
る
い
は
ね
に
た
て
る
そ
な
水
松
ま
た
ね
も

(4)

掛
詞
の
こ
と

るまで待つか。』という疑問をなげかけている。
。これは表現技法の問題にまで追求したものの。
。掛詞のことについては、始めての俊頼の発
言である。

以上八例か（内二例は衆議判）用語論とし
て「詞」についての判詞の内容であるか、詞
の難矣といつても複雑でこれをまとめみる
と、(1)は腰の五文字のこと、(2)・(3)は詞の不
足、(4)は詞の漠然とした用法、(5)は始めの五

文字のこと等である。

更に、その他は、(6)の枕詞の古さ、(7)・(8)は用語上における「優」の問題、(9)は掛詞のこと等、本歌合における用語論も多くの問題を残して次の歌合へと展開してゆくのである。

(五) 題意論

(1) 人しれぬ恋にはまけじと思ふにもうつせび

のよぞかなしかりける(初恋ニ番右・基俊)

について俊頼は、
右の歌はげに歌からは

おかしうもや侍らむ。はじめたる恋の心なむ

見え侍らず。と判じた。これは、
恋の心。

そのものを判じているのではなくて
恋の心

る。
 ているのも「題の心」を意味して
 いるのである。
 に対して「後朝の心はすくな
 ければ」と判じ
 ・ 顕件
 るよはのほどしなければ「後朝
 五番右・勝
 (2) うたゝねのゆめかとのみぞ
 なげかるゝ明ぬ
 属しているのである。これは又
 次の、
 は、あきらかに「題意」におけ
 る「心」の問題に
 「か」見え侍らず「に重みをか
 けていること

(3) たは水にし、いもにやあふと道のべにとひし

ゆふけぞ人だのめなるへ遇不逢恋十番右・

・勝・基俊

に對して、^レ右歌にこそ題の心うかれたるや

うに見給う水^レと俊頼はきめつけている。^レ

うかれたる^レとは、離れていると、いうことで

ある。この歌は、すでにふれたように^レ歌が

ら^レのおかしうよまれたること、で国信卿の判

定で勝にはなっているが、俊頼からみれば、

題意が不足していたのである。

その他、すぐ次の仲実の歌について俊頼の判定ではないか、国信の総合的意见として「右歌は、恋の心ぞすくなけれども」(全十一番右勝)という題意に関する判詞がみえる。

以上、俊頼自身の題意についての判詞は三首ある。この中の二首までが基俊についての評語であることは、俊頼からみて基俊の歌は、勝負の如何にかかわらず題意に対しては不十分であったことを指摘しているのである。

題詠或いは題意については「俊頼口伝」に
その本質論と方法論を詳細に述べている。そ
れが致合になるとさらに具体的な作品の批評
となり、この三首に見るような判詞となるの
である。題意に副わない歌はたとい勝になつ
ていても俊頼としては肉題が残る。この三首
の判定はいずれも国信によつて決められてい
るのでいずれも勝つたのである。

(六) 歌病論

歌病は、中国詩論から由来されて、和歌に
 あっては、和歌式以来、おびただしい歌病説
 の発生をみた。(注(9))小沢正夫氏によれば公任の「
 新撰髓脳」に至ってこれらの歌病説が始めて
 「心」と「文字」との二つの概念にはつきり
 と區別されたと言われている。

歌合に於ては「亭子院歌合」に始めてこの

歌病説が判詞として登場して来て以来、各歌
合には、歌病というものが一つの規範となり
、判詞という批判精神の中にある掣肘を加え
る力となってきた。これは歌病説そのものか
客観性をもっていたからに外ならぬ。俊頼は、
「又歌の病を去る事、ふるき髓脳にみえた
る如くならば、その数あまたあり。それら
を去りてよまば、おぼろげの人のよみうべ
きことにもあらず」(俊頼髓脳)
と言っている。おそらくこれは当時の事情の

正直な告白であり、たしかに歌人俊頼らしい
発言であり、革新的な実作者俊頼にしては尤
もな所懐でもあったろう。それでも、今に
も去るべしと見ゆるは同心の病、文字病なり
と。と言っているのは時代性の故もあつたろう
が俊頼は、歌病に対しては寛大であつた。同
心病、文字病などの語を始めて使つたのも実
は俊頼であつた。これは多くの歌病の中から
二つを選んだのであり、この二つの歌病さえ
も、歌によつてのことでも、まして和歌式など

の四病、八病の類は煩瑣に耐えなかつたものと考えていたであらう。

以下、具体的にとりあげられた歌病判詞をさぐってみよう。

○契りありてわたりそめなほ角回川かへらぬ
みづの心ともがなへ後朝六番左持 俊頼

○月草にすれる衣の朝露にかへるけささへこ
ひしきやなぞへ全・右・基俊

これは、俊頼・基俊結番であり、俊頼は「
 右の歌は、古歌に待めれば、ともかうも申ま
 じけれど、可朝露に」とよまれて、末に「今
 朝」とつづけられたるもいかゞ。亦句の末に
 文字あるは、和歌髓に、去り難き咎に申し
 しいかが」と同心病と同文字の難について
 指摘している。基俊は「山風にとくる氷のひ
 まごとにしへ古今集春上・当純一の證歌があ
 るので咎ではないと反駁している。更に俊頼
 は「同文字の難は逃水ても同心病難について

は逃れまいと追及したが、結局は作者みずからの判で持になった。基俊の発言力はよほど強かったであろう。

歌合の場になると、歌病には寛大であった俊頼も、衆議判の間に問題になることが多く、これを認めていたというのが本当のところだろう。歌病論を中心に激しい論戦が交わされ、無理強いに基俊の歌を勝に追いやった基俊自身、その「後記」では、「此歌、詞備ニ六義一興入ニ万端一」と激賞したりも何かそらぞ

らしい讃め方ではある。

○よととも玉散床のすが枕みせばや人によ
 はのけしきを一夜恋十四番左勝・俊頼
 ○浪のよるいはねにたてるそなれ松またねも
 いらでこひあかしつる（右・基俊）
 これについては俊頼の一方的評になつてい
 る。

「右の歌に、可ね」といふことの、ふたつ
 び有、又ねづよきものにこそ、可岩ねの松

など、むかしもそへはべめるに、これはあだ
なるものにたとへられて侍るは、心得がたく、
「またねもいらで」は、いかでかそなる「ま
でも侍らん」と、たづね申せば、「げにさも
や」と侍れば此たびこそ、いかなる事にか、
さき「ぐ」のやうにもなくて、まくとははべめ
れ」と俊頼が勝っている。俊頼の論難の中心
は、(1)文字病と、(2)「岩根の松」の比喻の方
法の難点、(3)「ねもいらで」へ「寝も入らで
」と「根も入らで」の掛詞」と磯馴松との関

係不明の三点であった。(2)(3)は表現の内容と
 技法に関する問題であり、歌人俊賴らしい批
 判態度と言える。あつさりした負けぶりをみ
 せた基俊への批評でもある。

これも基俊後記では「左可_レ為_二和歌之上科_一」
 と激賞している。(因みに俊賴のこの歌は金
 葉集二度本に入集。二八要抄、古来風体抄に
 も収録)

最後に、俊頼・基俊のこの歌合における批判態度について拮据しておく。具体的判詞には、俊頼と基俊結番の五番ありすでに述べてきた。これをまとめてみると、基俊は、歌合の規範性を尊重し、俊頼は、純粋な文芸主義に立脚していたということであり、すでに両者の対立的位相がこの歌合に象徴的に支えられつゝも見え始めているのである。そのことは、同時に康和期における歌合自体が俊頼の

手により新しいものに脱皮しようとすることに外ならぬ。

○風ふけばたちろぐ宿の板じとみみぶれにけ

りなこのふ心は（初恋二番・俊頼）

の歌、ならびに判詞かよくこのことを表して

いる。基俊は「か戯言ご歌とにこそ待めれ。うるは

しからねば、ともかうも申べからず」と判じ、

これに対し俊頼は「歌の品、さまぐいにあま

た分かれて待めれば、かゝる筋の歌なきにあ

らず。證歌をや申べき。と鋭く反抗するのである。そして俊頼は「偏へにかかる詞の歌を好まず知らぬ咎なめりとぞ、心得られ侍る」と全く異つた考え方にいる基俊について、彼自身をあきらめに近い口吻で感想をもらしている。つまり、歌に対してはそもそもの出発点からすでに両者分岐しているのであり、この両方の議論は、いく度くり返しても遂に交わる事はないのである。

今一つ人間的な面から考えてみると「十八

番歴年恋に兩人が結番され、夫々の立場から議論し合つたが、最後の結着に到らなかつた時、俊頼は、「例の右勝たせ給へ」と言つてゐる。これは勝負にこだわる基俊をあわれむような皮肉な書きぶりですえある。

ところでは、例の基俊の後記には、「此歌義理分明、卓^二常古歌^一。制作之美、誉^レ世鼓動。誠是勤^二神明感^二鬼神^一者也」といふ。これはまた全人の激賞ぶりである。さて二人の番いの成績をみると俊頼の勝が僅か一番。負三番、持一番とい

う結果になつてゐる。このことはただちに俊
頼の歌が拙劣ということには勿論ならない。
むしろ歌としては俊頼の方が秀れてゐるのだ
か、判者という立場にいた俊頼としては謙虚
に自己を律し、相手の基俊を立ててゐる。こ
うしたところにも二人の人間像相違のが感じら
れる。この後に書いた基俊の「後記」をみる
と、以上並記した如くに殆ど当座の判とは逆
に全く讃辞の連続と言つてよい。これは、当
座において強かに発言力のあつた基俊が自己

の批評ぶりを反省して、真の意味で、俊頼を
この様に称揚したものであろうか。おそらく
そうではあるまい。『後記』の讃辞は何か空
々しさを感ぜしめる。過大に評価したことは
一種のアイロニーにすぎない。基俊が真の文
芸主義に立っていったとするならば、たと
い『後記』と雖も、更にきびしく自己の所信を披
瀝した筈である。それが、全く逆に俊頼に
対しては、うって変って貫之の創作力と源順の
批判力を兼備した『和歌仙』など惜しみなき

讃辞を提出しているのはむしろ滑稽にも近い。
こうした両極端の人間的対立と同時に歌論
の対立は平安期の新旧両歌論の中軸として以
後の歌合にもずっと尾を引いて廻転するのび
ある。俊頼を中心として考えれば彼が始めて
判者的立場をこの歌合において占めたという
ことは、将来への出発点として、極めて重要
なことであつた。結番の序列にしても彼は官
位の高い仲実よりも先に「二番左」に基俊と
合わせられてゐる事實は、この時すでに俊頼

が一かどの歌人、歌論家として歌壇に高く評
価されていた証左でもある。

街学的態度で伝統的な批評をすする基俊に對
して俊頼も自己の主張すべき歌論は堂々と主
張している。しかし又衆議判というこの歌合
のもつ特殊性から妥協せねばならぬ所もあつ
た。そこには確かに判者的立場の俊頼と作者
としての俊頼の二面が明らかに存在していた。
衆議判の中において自ら判者的立場にいる俊
頼は、主催者国信の調停にも或時は服し、右

方の基俊を始め右方の意見にも従うべきは従
つてゐるのであるが一方歌人としての俊頼の
位置は厳とし存在した。俊頼自身にとつては、
自由自在にすべて自己を押し出す場にはおか
れていなかつたが、漸次歌合も変貌してゆく
契機を俊頼がこの歌合において作り出してい
たことは、俊頼自身の歌合判者の歴史からも、
また平安期末の歌合自体の発展史からも極め
て重要な事柄であつた。そこにこの「国信卿
歌合」の歌合の位相があつたのである。

(2)

左近權中將俊忠朝臣家歌合に於ける俊

頼の判詞

この歌合は、長治元年（一一〇四）五月廿

六日に（廿卷本の本文標題・和歌合略目録・袋

草紙遺編等の記載の一致による）御子左大納

言忠家の子俊忠（俊成の父）の主催したものの

で伝本としては類聚歌合廿卷と前田家に写本

一本あるだけで貴重な歌合である。（袋草紙

は一番のみを伝える、異本も当時俊忠は三十
ニ才。十題十三番から成る。必ずしも大きな
歌合ではなかつたが、これに参加した歌人に
は左方に筑前・尾張・仲正・俊忠・治部卿・
女房・基俊の七人、右方に、道経・中納言・
兵衛佐・信乃・紀伊・下總・頭綱・俊頼・俊
忠・仲実の十人。左七人に右十人という組合
せも歌合としては変則的で、俊忠が左右両方
に入っているのも恋態であり、八雲御抄にい
う「乱合」の形態を持つもので、歌題構成は

郭公・五月雨・花橘・夏草・瞿麦・螢・水鶏
 ・照射の夏の季題八に祝・恋の人事二題の十
 題十三番。ことに、本歌合の成立については、
 主催者俊忠と関係の深い讃岐入道藤原顕綱一
 家によって支えられたということにつぎ佐野
 道代のくわしい論考⁽¹⁰⁾がある。即ち顕綱は俊忠
 の妻（讃岐典侍）の父という姻戚関係を有し、
 藤原顕仲は血こそないが妻の従兄という関係
 もあり、歌壇史的にも注意すべき歌合である。
 その略系を示すと、

顯綱（讃岐）——長子（讃岐典侍）

——俊成——定家

忠家——俊忠

の如くになる。

さて、俊頼が俊忠と親交をもつていったこと

は、散木奇歌集にも、俊忠のかつらの里で詠

んだ歌などを伝えているし、俊忠の歌も散木

集には掲載されている。ここにつらなつた歌

人達は、いずれも堀河院歌壇の中核を形成し

た人々で、金葉・詞花・千載等の諸勅撰集に

十一首も多くこの歌合からとられてゐる。
 俊頼と関係ある主な歌人について述べてみ
 よう。まず、亭主俊忠であるが、彼の系譜は
 子の俊成が基俊に師事したことから考えれば
 保守派である。もつとも俊頼にも私淑をして
 いたし、名門の俊忠が俊頼を判者としてこの
 歌合に迎えたことは、俊忠・俊頼・基俊・俊
 成という入りくんだ系譜がこの歌合を契機と
 して後につながる。保守派といえは、道経も
 その一人。顕季の甥である。(父は顕綱・母

は題季の姉妹)、無名抄によれば、俊成が基
俊に入門する仲介の勞をとつたのはこの人で
あり、金葉集には僅か二首しかとどめていな
いが、関白忠通の邸にも出入して和泉守にま
で昇つた歌人である。俊頼に比してその作風
は保守的であつた。

この歌合に於て俊頼と最も関係が深いのは、
仲実である。(俊頼より二十一年下)散木奇歌
集には、仲実との交友の歌・連歌など十三首
ほど伝えてゐる。又仲実には「綺語抄」三卷

「古今和歌集目録」二卷、「類聚抄」五十卷
 (散佚)などの著もあり、歌才というよりも
 歌学に長じていた。

才一期における俊頼の関係した歌合に仲実
 の出席した歌合は、師頼家歌合を除いたあと
 の

(1) 国信卿家歌合 (康和二年)

(2) 仲実女子根合 (同年)

(3) 俊忠家歌合 (長治元年)

(4) 山家五番歌合 (天仁三年)

にはすべて同座し、更に「堀河院百首」
「永
久百首」にも同席してゐるといふ様に、この
十年間の歌合で俊頼を中心とする歌合に於て
は必ず、顔を出し歌壇的活動を共にしてゐる
といふ実状である。

ことに私的にも極めて親交あり、散木集に
は、俊頼が仲実の新しく作った琴をかなびた
り、「オ九雑部」折句を萩の枝にかきつけて牛
を借りたり、「オ十雑部」仲実の家では二人が
連歌に興じたり、「オ十雑部」その仲は美しい

友情で結びついていたらしい。金葉集には四
 首入集。かくして二人は当代歌壇の荷ない手
 として才二期以後の歌合にも同席して活躍を
 つづけた。

さて、この時俊頼は五十才であった。さき
 の国信家歌合について才二回の判者を勤めた
 のであり、勲次歌壇に抬頭し始めている期に
 当たる。歌人としても一ヶ月前（四月廿四日）
 すでに「堀河百首」を詠進していた。（本歌合の）判詞
 には、方人の難陳の跡をとどめて衆議判的で

あり、前回「国信歌合」と同様、俊頼は控え
目にその判をなしているが、古いものを否定
し、新しい「珍らしき節」を志向した批評的
態度が窺えて「国信歌合」のあとを継承し同
時に後の元永期（才二期）の歌論を形成する
基盤がすでにみえている。以下具体的に内容
分析に入る。（本文は二十巻本による。）

(一) 趣向論

本歌合に於て趣向論としてまず多く用いられてゐる評語は「をかし」の五度である。「めずらしき節」はただ一回のみである。祝意をこめた「心」はそれ「一度のみである」。

(1) をかし

俊頼は、この「をかし」を情趣とか趣向とかのいわゆる歌の内容の意味からと、詞の続き方からの「をかし」という両面から考えていたようである。後者は詞の表現技法とも関連するのであるが、それによって結局は、内容としての「をかし」も形成されてくるのである。まず趣向としての「をかし」をとりあげてみると次のようなものがある。

(1) 思ふより何時しか濡るゝ袂かな涙ぞ恋のし
 るしがりけるへ恋十一番左勝・筑前君へ
 に対してただつをかしう詠まれて侍めり」と
 判じている。これは一首の趣向からくるつを
 かしへであり勝に判定された。次の、

(2) 恋ひわびてあはれとばかりうち靡く事より

外の慰めぞ無きへ恋十二番左・女房三位云

々へ

に付しても「いとをかし」詠まれて、げにさ
ぞかしと聞ゆるを「い」と判じている。ここで
は、「い」とをかし」とあり、さらに「げにさ
ぞかし」と聞ゆるを「とあるところからすれば、
最上に評価した判詞であった。それにもか
わらず文字病のあったために負けている例で
ある。俊頼は、文字病などについては寛大で
はあったが、歌合の場においては、やはり天
徳歌合以来の規定にある程度は制約されねばな
らなかつたのである。

(3) 水籠りにいはで古屋の忍草忍ぶとだにも知
 らせてしかなへ恋十三番・左・基俊
 に対しても「左歌は、いとをかしく思ひよ
 られて侍るを、古屋の、いかにぞや。破れた
 る心地すれば、右の勝とぞ思う給うる」とあ
 る。ことに(3)は対立者基俊の歌で、俊頼は、
 「をかしう」と判じているが、「古屋の」と
 いう詞に難があり、「破れたる心地すれば」と
 の評語は掛け詞になつていて面白い。詞の

そぐわないうのといふのであろう。『をかしく』
詠んでいても、用語に難があれば、勝てない
のである。詞を大切にした俊頼の態度が窺え
る。以上三首は、内容からの『をかしく』であ
る。さてつぎの、

(4) 五月 関花橋のありかをば風のつてにぞ空に
知りけるへ 盧橘四番・左勝・俊忠)

に對しては『風のつてにぞ』など続きたるほど、
いとをかしく、白ひ多かる心地して、間近くて

身にしむよりも咲きまさりたるにやとぞ見た
 まふる^レとあるのは「風のつて^レと
 という文字
 のつづきかたに風情をみいだしたのである。

(5) 五月雨に水まさるらし沢田川真木の継や橋
 浮きぬばかりに（五月雨三番左持・仲正）

に対しては「右の歌は、五月雨に水まさるな
 どは、世に流れたる古言なれど、取りなされ
 たる文字、繞きなどのをかしさ、見知らぬさ、

まならんも口惜しさに……と判じている。こ
れも同じく文字のつづきから来る「を、か、し、さ、
」である。俊頼は、あとでもふれるが「文字
つづきのすべらかし」という評語もある如く、
この歌合においては、文字つづきという詞の
技法をかなり重要視しているのであり、「を
かし」の中に、心としての情趣の外に詞のつ
づき方からの情趣のあることなど、本歌合に
みる特色である。

(2) 珍らしき節

○五月雨は糸我のさとの引き蕪もたえねとす
 水やさらすひまなみへ五月雨三番・左持・

仲正)

に對して「左歌、珍らしき節に思ひよられた
 りと聞ゆるは、糸我の里など続けられたる故^リ
 にや」と判じた。「国信家歌合」においても
 「珍らしきは、とりあげられてゐるか、俊頼

の意見を含めての衆議判的綜合判定が多かつた。へ三度使用の「めづらし」の中、一度のみが俊頼個人の判詞（本歌合に於ても、はつきりと「珍らしき節」として出ているのはここだけである。しかし、この場合に於ては、「文字続き」かすべらかであつたため判定は持になつてゐる。ただ「珍らしく」てもよいわけではなかつた。「俊頼髓脳」に「めで、たき節あれども優なる心」とばなければ又わろし」とあるのかそれでは、俊頼が「文字つづ

きしという声調の流暢さを重要視した態度の
 端的なあらわれである、とみることか
 できる

(3) 心

○待つ人の宿をば知らでほととぎす遠の山辺
 を鳴きて過ぐなる（郭公一番左持・筑前）

に訂しての判詞に「ねであつらん宿ま（ま）ふる

ごとくに、心も詞も違はぬよしを右人々申さる
れば、レへ意味不明のところあり、とあるとこ
ろから、これは衆議判である。それをうけて
「レにさもと聞ゆるを」と俊頼は衆議に従っ
ている。ところどころの「心」は詞と共に、
この一首の構成によく即応しているという趣
向、あるいは着想の意味に用いられたもので
あろう。ここでは別に「をかし」という用語
は使われていないが、やはりそれに近い世界
である。ところが次の、

○春日山生ひそふ松のいや増しに教へもやら

ぬ千代の教かも（祝十番左・尾張君）

○いつはりの誓ひならねば春日山御代をば神

にまわせてぞ見る（今右・俊頼）

の二首に對しては「この歌ども、おのおの心

ありて、春日山の郷社をしも懸け申したれば、

左右とかく申し難しレと判じている。この「心あり

レは両方とも春日神社に心をかけて詠んだ場

合であり、明らかに神を祝う歌であり、情趣

化された心ではない。

小西甚^(注II)

一博士は、歌合判詞の「心」を、(一)

表現する心（心をかし）と(二)表現される心に

大別し、さらに(二)を(一)主観的な心（心をかし

）と(二)客体的な心（本意あり）とにわけ、基

俊や俊頼の時代から対象として外に眺められ

た「客体的な心」を分化させた「心」という意味

の分析的心の問題を提示しているのは、なか

く「示唆に富むもの」と思うが、私は「表現さ

れる心」に分けたことに疑問をもつ。すべて

歌の発想は、「心」が元であり、表現する心
 のみである。「表現される心」といったもの
 ではない。なるほど結果から考えれば、こ
 したことに分類出来るが、それは歌人自身の
 あづかり知らぬことであり、歌人は、みな表
 現することが目的である。「心の在り方に
 違いのあるのは、「表現される心」と言つた
 ものではなく、「表現する心」の対象に対し
 ての角度の相違からくるもので、「表現され
 る心」などという受身的なものでは決してな

い筈である。只、主観的、或は客観的な心の
在りようが、心の内部の世界か、対象の世界
かにより区別されることであり、歌人である
判者もそれによつて判断し、批評するのであ
る。判詞もそれにより角度の相違がおこつて
くる。ㄱ心をかしㄱ心ふかしㄱ本意あり
ㄱもそうした判者の心の見方の角度の相違か
らくるもので、心は常に表現するものでなけ
ればならないと解した方がよくはないだろ
うか。そのように筆者は考えている。

俊頼の一期、二期、三期と歌人、歌学者として成長円熟してゆく段階において俊頼の判詞が変化してゆくのも当然であり、すべてそれは「表現する心」に対しての角度の变革に伴いおこる展開であると私は解釈するものである。

さて総括的に言つて「趣向論」は「をかし」が中心であつたこと。これと関連して考えられることは、「優」が全く使用されていないといふことである。このことは、俊頼が優

を軽く扱ったという意味ではなく、大した歌
合でもなく、この歌合の作品に「優」なる歌
がなかったためであろう。「国信家歌合」に
は、すでに見て来たように「歌」が「を」か
う、さ、こゆれば「な」と風姿の立場から判じら
れているが「俊忠家歌合」にこれらの判詞の
ないのは、「を」かしの内容について論じた
如く「を」かしのものについて新しく追求
しようとする俊頼の新しい展開であったと解
釈出来るのである。風姿としての「を」かし

趣向としてのみ「をかし」。「それは全然別なものではないが、本歌合における「をかし」は趣向として新しい角度から分析をしているところ、ここに特色がみられるのである。

(4) 古めかしき歌

「古めかしき歌」は、俊賴によつては否定された。「珍らしき節」「面白き歌」を要求する立場から「古さ」が否定されたのは当然

なことである。今、次に、この歌合における

「古めかし」の判詞をみると次の通り。

(1) 「古めかし」は同じほどこにやとぞ見給ふ

れば（郭公一番・左右共）

(2) 世に流れたる古ごとくなれど（五月雨三番

右）

(3) 古めかし、歌にこそあれ。（瞿麦六番左勝）

(4) 古めかし、さにはなごか立ちも勝らざらん

と思給ふるばかりなり。（今・右）

(5) 世の常のふるごとくなれば（壺鳥八番左）

など五度に及んでいて、いずれも歌と対象し
 てみると内容の古さに係わる評語である。
 「ふるごとしは「古言」ではなく「古事」の
 意に解される内容の着想を指しているもので
 あった。

(二) 声 調 論

文字つづきすべらか

○山里を過ぎがてに鳴くほととぎす都の人は
待ちやかぬらん（郭公二番・左・勝・一宮尾張君）
に對して「左歌、させるとも無きにや。たゞ
末の待ちやかぬらんなどぞすべからかにも聞え
ぬやうなれど、深きとがにはあらぬにやし。
と判じた。また
○五月雨はいとかの里のひきまゆも絶えねと
すれや晒すひま無み（五月雨三番・左・持・仲正）
に對して「文字続きなどのすべうかにも聞え
ねば、末の無みなどのけはしきにやし」とある

のは、すでにふれた如くに相手の結番歌が「
 文字続きのをかしき」故に持になつた例であ
 る。ところでは「すべらかなにもきこえ
 ねば」という消極的判詞で俊頼志向の「すべらか
 がない事への不満の判詞であつた。こうした
 言い方は「国信家歌合」に於ても実は全く同じ
 であつたことを思い合わせると、いづれの歌
 合にも俊頼の志向していた「すべらかな」歌
 は極めて乏しかつたといふ事になるのである。

(三) 表現論

詞の難

唐錦敷ける庭とも見ゆるかな苔路に咲ける
なでしこの花（暁麦六番右・和泉前司道経）

に對して、
「右歌は、たはぶれぶとの詞も
行かず言ひさしたる様なれど、
詠まむとしけ

る心ざしも思ひ知らでとある。これは、詞
 と心とのことに関する判詞であり、三句切、
 名詞止という歌体もそろくみえ始めてきた
 連歌体でもある。それを「たはぶれごとの詞
 も行かず言ひさしたる」と指摘したのである
 う。その上、詠まむとしける心ざしが見え
 ないというのである。「歌合集」(日本古
 典全書)に「思知られて」とあるがこれは
 誤り。その他、詞についての評語には、
 「光散り交ふなどぞおぼつかなけれど」

（螢七番・左勝）

○古屋の、いかにぞや。破れたる心地すれば

（恋十三番・左）

などあり、いずれも詞の表現の不適確なるを
評した判詞で三度使用している。

詞についての評語は、^一因信家歌合^二に見
るごとく、さほどきびしく目立たない。歌合
そのものの規模の小さかったのにもよるであ
ろうが、基俊という対者意識のいなかったこ
とによるとみただ方が妥当の様に思われる。用

語論として今ひとつあぐべきことは万葉集の
 歌にふれてゐることである。

。如何にせん千引の石は碎くとも人の心は揺
 ぎげもなし。(恋十二番石・勝・仲実)

に対して、千引の石などは、万葉集に侍る
 も知り難きことにて、思ひ習ひたることの詠
 まれたれば、さは推し量られて、恐しきに勝
 つと申しつれとある。万葉集歌については、

すでに述べた様に「国信家歌合」に於て、俊
頼自詠の「濱柳」の用語を中心に基俊との間
に論争が交わされた。それは基俊の古い用語
論に対する自由な新しい俊頼の用語論の対決
であった。

ここでは「万葉集語彙」の「千引の石」を仲実
が「思ひ習ひたる」ことで称賛しているの
である。へ「わが恋は千引の石を七ばかり頭に
懸けお神のもろぶし」(巻四・大伴家持)
などによったものであろう。

万葉の語彙に

関心をもっていた俊頼の態度が窺える。

(「俊頼と万葉集」の項参照)

(四) 歌 病 論

○露重みまた折れ伏して常夏の起きぬぞ花の

朝寝あさいなるらんあさい（瞿麦六番・左勝・仲正）

○唐錦敷ける庭とも見ゆるかな苔地に咲ける

なでしこの花（今・右・道経）

に 対 して 左（ママ）うた、 はと（ママ）こりちとは（註・右

歌か。一庭と苔地」と訂正。）病にやと人々申

さるれば、つさばかりの咎を求めらるれば、
 つ折れ伏すれとつ起きぬれとは同じ心には侍
 らぬか。と人々申さるれば、面白く申したる
 気色にて、つ如何か。など主人あまのりも思し煩ふめ
 れば、つ伏すれと起きぬれとは同じ心とも申
 しつべし。また、こと様にも思ひなしつべき、
 ことにこそ。言はば、声と響きとのやうなる
 ことにや。と申せば、つさるにては、苔地と
 庭とは又如何か。と人々問はるれば、つそれ
 も波と水とのやうなることにこそ。されど左(右カ)

歌は古めかしき歌にこそ待めれ。と判じた。その中心は歌病論であり、方人達が主宰者俊忠へのお伺いをたてつゝ互いに相手方の歌の同心病について論争をしたのである。俊頼は、これをたくみにさばきこの程度の歌病は、大したものではなく、声と響音、きし。つ波と水しとのようなものだとなかなか興味ある比喩的説明をしている。

○待つ人も心空なるほととぎすいとど雲居に

鳴きわたるかな（郭公一番・右・道経）

に対して左方から「空」と「雲居」は同心病
 という批難のあった時、俊頼は「これは同じ
 ことなれど、本に空とひて末に雲居と詠み
 たるを節にしたる歌なれば、深きとがならず、
 もや」と判じ、同心病がここでは一つの趣向
 になつていると見たのは注意すべきであらう
 。歌合に於ける歌病論は「国信家歌合」にお
 けるよりも寛大になつてゐる。「国信家歌合

レにおいて取りあげたのは、二首とも基俊に
対しての批評であり好敵手という意識もあつ
てか、かなり鋭くついでいるが、ここでは一
般的な歌病論としての判詞で、一応は歌病と
してとりあげてはいるが必ずしもこれに拘泥
していないのが前の「国信歌合」と異つたと
ころである。

○恋ひわびてあはれとばかりうち靡く事より
外の慰めぞ無きへ恋十二番左・女房三位云

の歌は「をかしの項ですでに取りあげたが
 その判詞をみると、軟病のことにもふれている。
 「いとをかしう詠まれて、げにさぞかしと聞
 けるを、天徳歌合に、本のはじめの字と末の
 はじめの字と同じきは、別のとがにはあらね
 ども、耳とまる心地をずると、定められて侍
 るやうに覚ゆるを、いかがとある。「をか
 しく、しかも「げにさぞかしと聞ゆる」歌

々)

が文字病を有するた
めに負けてゐる例
である。
俊頼は「別のとが
にはあらねども」と
判じた如く天徳以
来の伝統をさほど
重要視してはいな
いが、やはり歌合の
場において、文字
病があれば消極的
ではあるが、取り
あげて問題にした
のである。

以上本歌合におけ
る判詞系列の考察
を終るのであるが、
これを総まとめとし
て結論をいふと凡
そ次のようなことが
指摘出来るであ
る。

う。「国信家歌合」と比較して本歌合に取り扱われていないのは、(一)風姿論としての「歌がら」。(二)用語論としての「優」。(三)題意論である。なお同じ「古めかしさ」でも「国信家歌合」では、詞に属する「古さ」であったのに対し、本歌合ではいずれも趣向・着想として「古さ」であったこと。これらのことが両歌合の相違点であることを結論として本歌合の論考を終る。

(3) 無名歌合と俊頼

この歌合の開催された長治二年は俊頼引オの時である。

その端作りに「長治二年七月日或説俊頼朝臣女子与兵部大輔師俊合え」という所伝からみてこの二人の歌合に俊頼がこれを追判したものである。左方が俊頼女、右方が師俊であり題は、霞・桜・暮春・卯花・郭公・秋風・月・暮秋・雪・千鳥の十題十番である。師俊

は源俊房（堀河左大臣）の男で藏人頭・右大臣・参議を経て従三位権中納言兼皇太后宮権大夫に至り、永治元年（一一四一）六十二才で歿。金葉集時代の歌人。金葉集以下には十二首入集。俊頼の女婿である。この事については後述する。

さて、この「無名歌合」については「桂宮本叢書」(第十四卷歌合)の解説によると、もと「君狭守通宗朝臣女子達歌合」
 「備中守仲実朝臣女子根合」と共に三歌合合綴本である。

り、
「女房家歌合」の呼称をもつものであり、
「類聚歌合廿卷本」に収載されていったもの
らしい。一無名歌合は卷十九雑上。現在、
書陵部のみの孤本であるが転写の際、歌合の
名を佚して伝存したために「無名歌合」と仮
称されたものの如くである。

尊卑分脈によると、俊頼には、俊重・俊恵
・俊盛の男子の外に五人の女子がいる。書陵
部本の端作りに「或説俊頼朝臣女子与兵部大
輔師俊合之」とあるのを一応信ずるとして、

女子五人のうち、注記によると一番下に「中
 納言師俊室」とある。師俊は、村上源代。堀
 河左大臣俊房の三男で、兄師頼、師時と共に
 金葉集歌人である。(金葉集に六首入集)
 国信とは従兄弟であり、忠通歌合には永久三
 年十月廿六日の歌合を除いて、その他の歌合
 には全部六度出席し、俊頼の判をうけてゐる
 ので、一但し、六度の中師俊の出席した
 元永二年七月の歌合には俊頼は不参加。
 俊頼とは忠通歌壇を中心としてその関係が深

い。この歌合に於て、俊頼女子と師俊との結
番を俊頼が判を下したことも、その関係・環
境から言つて極めて妥当なことと言わねばな
らない。

橋本不美男氏は、「無名歌合」の解説に師

俊を源資通の男として考えておられるが、「

尊卑分脈」によりてみると俊頼より老齡であ

り、これは萩谷氏(注⁽¹³⁾)がすでに否定した如く、私

も橋本説には賛成しかねる。この歌合の行な

われた長治二年には村上源氏の師俊は26才で

あり、俊頼女子の年令は不明であるが、俊頼
 の年令へ(五才)から考え、後年その娘が師俊
 の室となつたとしても不都合はないのである
 。また事実、尊卑分脈宇多源氏によれば、俊
 頼の五女に「中納言師俊室、皇后宮亮師国母
 」とあり、これを村上源氏の尊卑分脈と対照
 するに(十三ノ十二)左大臣俊房の男皇后宮権
 大夫権中納言師俊の一男少納言正四位下東宮
 亮師国の注に「母源俊頼女」とあり是と合致
 する。今一つの理由に、先にのべた如くこの

歌合はもとく「女房家歌合」と呼称されて
いて、三歌合合綴本であった。そのうちの一
つに「若狭守通宗朝臣女子達歌合」がある。
この若狭守通宗の娘が師俊の兄師頼の室にな
っていてその関係は深い。又、師俊自身、文
雅に長じていて「詩など能く作り、歌詠みに
もおはしき」へ今鏡「村上源代」と評さ
れていて、堀河院歌壇にも活躍した歌人であ
る。若き二十六才の貴公子師俊の前途は父の
背景のもとに前途洋々たるものがあった。

一 中右記一によると、この長治二年三月十六
 日に俊頼は木工頭に任ぜられた。これも、師
 俊の父俊房などの推挽によつたのかも知れな
 い。俊頼が俊房の男を女婿にしたのも、兩家
 の間に極めて親密な交りのあつた故であらう
 し、俊頼も内肉の高い師俊とおか娘との婚姻
 は、将来俊頼自身の保身の策としても望んだ
 ところであつたらう。二人の結婚はいつ頃で
 あつたか不明だが、萩谷氏によれば、一この歌
 合南催の時期を恐らくは俊頼が女の婿に迎え

たばかりの時ではなかつたかと思われ^る。と
推測している。あるいはそうかもしれない。
この意味からこの歌合を代が^つ木工頭俊頼女
子達歌合^しと呼称しているのもさきに述べた
合綴した三歌合の呼称から考えて適当な呼称
で傾聴すべき説と思う。

ここで更に、注意すべきことは、この歌合
の俊頼女の

○草の葉にはかなく消ゆる霧をしもかたみに
あきて秋のゆくらむ

の一首は、実は散木奇歌集才三秋部「九月盡」と題する俊頼自身の歌である。してみると、俊頼はわが女のため、にこの日の歌合のために、代作して提出しているといふことになるのである。

なお、この歌合の最後、「愚眼之所及以如此、伏願莫及他見、穴賢ママレ」とわがく記しているのも、ごくうちわの歌合であることを示している。いわゆる他の晴水の歌合に比してその規模も小さく、いわば私的な歌合で、

俊頼が判詞のあとにさらに歌を以て判じているのもそうした親しさからなされたものと推測出来るのである。こうした試みは、彼の他の歌合判にはない。なおこの歌合には、作者名は記されていないが、左が俊頼女、右が師俊であることは「左歌も、おんなの歌とおぼえてし（十番）」とあることで知られる。

以上、本歌合そのものの成立、内容などについて考察を終るが、次に判詞の内容を分析してゆきたい。

けることを躬恒、貫之、いかで言ひ残し侍り
 渡るらん霞は、げに昔の人も、あやむべかり
 に対してつねたしもはてぬいはしを、たら

(1) かづらきやつくりもはてぬ岩橋をいかで霞
 のたらわたるらん(霞一番・石勝)

(一) 趣向論
 (1) めづらし・おもしろし・優

けんと、めづらしき^レに^レとなかくの讚め方
で、素材構成の趣向を「めづらし^レと評した
ものであろう。

(2) とゞむべきかたしなければわかれ行春の心

にまかせてぞ見る（暮春三番 左 勝）

の歌に対してつせめておしませたまへども、

思ひくまなく過ゆくけしきをみて、まかせて

ぞ待^るめ^るも^イ、めづらしき^レまなれば^レ

と判じている。これは下句「春の心にまかせ

てぞみるゝの趣向内容に心を引かれてつめづ
らしきさまゝと判じたのである。

(3) うらごと月に月の入しほみちくればよるかた

をなみ千鳥しばなくへ千鳥十番・右

に對してつ右歌、又めづらしいうとおもしろく
きこえ侍れば、をろかなる心にて申がたし。

なをしりたらん人によくとはせ給へ、かりそ

めに持とはかきつけ侍るせゝと極めて控え目

な判を下してゐるが、ここでもつめづらし

の上さらに「おもしろく」が添加されてい
るのは俊頼の共に志向した趣向であつた。
「めづらし」の判詞を用いてゐるのは、以上
の三首で(1)(2)ともに勝つてゐるが(3)は持にな
つてゐる。持になつたのは左の歌と共に、い
ずれも「優」であつたからで、判定に苦しん
だものの様に思われる。

なお、この「珍らし」と反対なの「古
めかし」があり、俊頼が、この「古めかし
」を否定したのは「俊忠歌合」以来のこと

で本歌合にも「みなふるめかしきはひが事に
や」へ「秋風六番左右持」へ「左歌は、ふみわけ
てとふと申ふるごとにかよひて侍るめれば」
へ「雪九番左」などの判詞の使われるのは蓋し
当然なことであつた。

さて、この優の判詞は「国信家歌合」に詞
としての優をとりあげて以来、「俊忠家歌合
」には遂にこの評語は見出せなかつたが、「
無名歌合」において再び用いられた判詞の「
優」については次の如き歌がある。

(4) かならずならぬ身をうき雲のたえまより哀をそ
ふる月の影かな(月七番・左勝)

(5) 数ならぬ身をうきことやなぐさむと月よみ
あとこいくよみつらん(令・右)

この二首に對しては、

「ともに優なれど」と二首ともに「優」を
以て判定している。兩者とも初句から二句に
かけての表現は極めて類似した用語を使って
いるが、左の方が勝になつてゐるのは「右」

の歌に「つきよみおとこ」などの用語上に難
 点があったためである。こうしたことから考
 えてこの「優」は、いずれも趣向としての
 優であったことが、批評内容と共に作品その
 ものから明かにされる。さきの「千鳥十番左
 右」もそうであったが「とも」に「優」と二首を
 引つくるめて優の評語を用いているのは、優
 の判詞は僅か二度であるが実質的には四首の
 歌に「優」をみいだしていることになり、俊
 頼の「優」への志向が窺われる。「国信家歌

合しに於ての優は詞としてであつたが、本歌
合に於て優を趣向の上から判じていることは
注意すべきことである。

(2)

をかし・心・ふるめかし

この歌合において「をかし」の判詞のある

のは、

(1) 「右の歌、をかしうよまれたるやうなれど

し（二番・桜・右）

- (2) いづれもくをかしければ、(卯花・四番)
- (3) 左も右も、ともにをかしければ、(時鳥五番)
- など三回に亘っている。心についてこの評語も
- (1) 「おかしうよまれたるやうなれど……心かよひて侍あり。」 (櫻・ニ番・右)
- (2) 左も右も共におかしけれど……をとほの山までたづねいり
- けん(も)と、心ざしあるさまなれば、(時鳥・五番・左右)
- (3) すべてらかによまれたるうちに、心あるに
- にたり。 (暮秋八番・右勝)
- の如く三回に及んでいる。しかもこの中、(1)
- (2) は、つをかしうしと、
- (3) はつすべらか

と結びついて複合的趣向を表していることが
その特色である。㊦心ある㊦心ざし㊦の評
語は㊦俊忠家歌合㊦にもあるが㊦心かよひて
㊦は本歌合に始めて使用されている判詞であ
り、対象を適確に把握してこれを客観的に表
現した趣向内容について評される判詞である。
ただし、㊦の歌は㊦桜㊦の歌であるのに㊦わ
れはまたでをなど申郭公歌、心かよひて侍め
り㊦との判はどの歌をさしたもので不明。こ
こには郭公という詞もないし、主題は桜であ

(二) 声調論

すべらか

おしめどもつゝに暮ぬる秋なればかへりて

けふのつらくも有哉へ暮秋・八番・左

草の葉にはかなくきゆる露をしもかたみに

をきて秋の行らむへ 全・右勝

に對して、つ左歌にも、心はよまれたれども

、ことばすべらかならず、右歌すべらかなによ

まれたるうちに、心あるにいたり。と判じて
 いるのである。即ち「心」はよまれていても
 「詞」の流暢さがない場合は、とられていな
 い。これは「俊頼髓」に述べた「詞をかざ
 りてよむ」ことにも通ずる。俊頼の美的声調
 論である。

以上、総合的に本歌合の特色をまとめみ
 ると、「めづらし」と「をかし」の判詞の使
 用率最も高く、「国信家歌合」「俊忠家歌合

ー以来の趣向論が中心となっていていることを示す。同時に趣向内容としての「優」を尊重していったことなどと考え合わせ、「心」の在り方に関心を有していたこと。声調論としての「すべらか」が「国信家歌合」、「俊忠家歌合」に比して比率の低かったこともその特色とみられる。小さな歌合であったせいか、風姿、用語、歌病などについての判詞は一度も使用されていなかったのもその特色とみることも出来よう。

(四)

師頼卿家歿合と俊頼

(天仁二年冬)

俊頼55才の時。師頼(治暦四年(1068)―保延五

年(1139)72才没)は、堀河左大臣俊房の長男。母

は中将実基の女。小野宮大納言とよばれた。

(今鏡による)正二位まで累進。天仁二年は

師頼42才の時、右兵衛督であつた。師頼の姉

妹は中納言長実の室で美福門院の母という関

係から東宮大夫にもなつた。

今鏡には「歌をぞ口疾く詠み給ひける。早く

懸想し給ふ女の「百首の歌詠み給ひたらば逢
はむ」といふありけるに、題を内より出だし
たりけるに従ひて、宵より曉になる程に、詠
み果て給ひけるに、女隠れにけるぞ、いとく
ち惜しかりける。』などと記している。古今著
聞集巻一には保延五年五月朔日祈雨の奉幣の
際大内記儒弁が障りのため参らなかつたので
俄かに宣命を作り神感のあつた逸話が伝えら
れたり、その他「右事談」に「十訓抄」にも、
和歌詩文の才を伝えた逸話をのこしている。

ところ、ここで俊頼との関係であるが、(三)の歌合における師俊と俊頼女との結婚については述べたが、師頼は、その師俊の長兄であり、特に俊頼と共に伏見修理大夫橘俊綱の養子になつた事実のあることである。

中右記、寛治八年五月四日の條に、
 「比、暁修理大夫俊綱朝臣妻卒去、仍右中弁師頼朝臣、左京権大夫俊頼籠居、依為養母也、今日圓宗寺御八講始、行事右少弁有信也、
 又今年七月十四日の條には、
 「今夕、

入道橘俊綱卒去、年六十七、正四位上修理大
夫近江守也、是依重病、近曾出家、及数十日
、遂以非常、頭辨師頼朝臣、左京権大夫俊頼
朝臣、為彼人養子」とあるのがそれである。
俊綱（長元元年1028—寛治八年1094才没）は関
白頼通の子であつたが母源祇子（敦平親五女
）は、讚岐守俊遠とよとほの妻になつたため、又一方
頼通は隆姫（養女）などを憚つて、俊綱は俊
遠の子として橘姓を一時名乗り、再び又、後
に藤原代になつた人でこの事を「橘直衣」な

々と時の人達はからかつたとある。(今鏡・才
 四つ藤波の上)。伏見に豪華な邸宅を構え、
 文人と風雅な交いももちこの当時の歌壇にも
 勢力を有していた。伏見での俊頼の歌も散木
 集にある。金葉集には五首入集。以下合わせて
 勅撰集に23首入集。
 俊頼が何故に、俊綱の養子となつたかにつ
 いてはよくわからない。宇佐美喜三(注14)八代も言
 っている如く俊頼の俊の字が俊綱の名から由
 来したのではないか、師頼と俊頼との「頼」

の字も何か関係があるかも知れない。俊頼は
橋俊頼とは言わないから或は一時的な養子で
あっただろう。この様な親しい結びつきから
師頼の歌合には時の才一流の俊頼を判者とし
て迎えたものと思われる。この歌合のことに
ついては、袋草紙下巻に「故春宮大夫師頼歌
合、俊頼判^レ之。而基俊加^ニ難判^レ」、和歌合略目
録に「師頼卿家歌合、天仁三年、判者俊頼朝
臣^レその他^一八雲御抄^レなどにもみえている
が、その作品は袋草紙下巻に僅か三首を摘記

してゐる外、夫木抄に二首と、「奈良花林院
 歌合」の「月七番」に基俊が難判に引用した一首、
 計六首を伝えているのみである。他に伝本も
 ないのでその全貌は不明。当然本歌合の証本
 も類聚歌合卷才十四に収録されていたと思わ
 れるが現在は全く散佚して、卷十四にはその
 目録さえ伝わっていない。現在の資料によれ
 ば、師頼と敦隆との二人だけの結果であつた
 だらう。（「八雲御抄」による。）

以上の様な事情で、他に伝本もないためそ

の全貌は不明。俊頼の判詞も現在知られる三首のみの判詞を以て窺われるにすぎない。それを示すと次のようになる。

(1) 池水やよはにさゆらむうきねするかものは

がひにつらゝぬにけり(水鳥左勝・橘敦隆)

つ左をかし。かものはがひにつらゝぬるなど

こそ、まことにはあらぬことなれど、歌の

つねのことなればとがにあらずと俊頼は

判じている。

(2) はつ雪のふるやとぞみるなにはかたあしの

はごとにおけるあさじもへ霜左勝・師頼

(3) やへむぐらしげりしにはもあれはていく

たびしもかおきかさねつるへ右・郭隆

左歌いひなれたり。右心はをかしいけれど末

のつるいかにみゆれば、基俊難判云、

左歌がらをかしいけれど、霜のあしたに雪ふ

るかとぞみゆるとうたがはれむは、義なら

ぬ心地なむするしとある。

以上が、現在知られる本歌合の一端で、こ
こにみられる俊頼の判詞には(1)と(3)に「を」か
し「と」いう趣向表現についての判詞がみえる
ことと同時に詞の表現について全じく(3)に「
右歌はを、か、し、け、れ、ど、未、の、つ、る、い、か、が、と、み、ゆ、れ
ば」とあるのは、趣向ばかりでなく詞の問題
にふれていゝることである。又、(1)に判じた如
く、「つまことにはあらぬことなれど歌のつね
のことなればとがにあらず」とあるのは、
新歌人俊頼にも一面こうした伝統的な考え方

があつたのであり、彼の一面たる伝統的作風とも関連する内題である。俊頼の作品がすべて新奇なものばかりでなかつたこととよく対応する。この歌合で注意すべきは、基俊が難判を加えていることである。俊頼が(2)の師頼の歌についていひなれし故に勝と判定したことについて基俊は、「歌がら」はをかしいが、「義ならぬ心地なむする」と異議をたてていゝ。ここに「も基俊の類型性と、俊頼が「いひなれたり。」と歌全体の声調を高く評価した態

度との相違がみられるのである。

この歌合は、ほんの一端にすぎないが、それでも俊頼は趣向としてのもつをかし、詞の表現技法として「いひなれたり」の両面を大切にしようとする考えを忘れなかった。

この歌合が以上の如く散逸していることは、歌合史上甚だ残念である。基俊がこれに、難判を加えているのはおそらく後からの追判であろう。

(注)

- (1) ・ 「桂宮本叢書」第十四卷。 「歌合変移の
一モメント」 (書陵部紀要才三号)
- (2) ・ 「歌合集」 (日本古典文学大系頭注)
- (3) ・ 「纂輯類聚歌合とその研究」
- (4) ・ 「図書陵典籍解題続文学篇」
- (5) ・ 「歌合の研究」
- (6) ・ 「歌合せの歌論史研究」
- (7) ・ 「歌合集」 (日本古典文学大系頭注)
- (8) ・ 「日本文芸理論」

(9) ・ 「 古代歌学の形成」

(10) ・ 「 歌合二題」天徳歌合・俊忠朝臣家歌合

「(女子大文学才八号)」

(11) ・ 「有心体私見」(学士院紀要才九卷才二

号)

(12) ・ 「桂宮本叢書」第十四卷

(13) ・ 「平安朝歌合大成五」

(14) ・ 「源俊頼伝の研究」

◎ 第二期

この第二期における俊頼は、内大臣忠通と深い交渉をもち、前後三回に亘り忠通主催の歌合に判者となつてゐることが特に目立つ。これは六十代の俊頼が歌壇的に自他共に許す第一人者になつて活躍したことを証明するものであり、歌論家俊頼の完成期であつた。今時に歌合史の上からみれば院政期において

は摂関家主催の歌合が皇室の名で主催される
歌合よりもその度数はずつと多くなつてきた
のが特色であるし、時あたかも歌人俊頼は、
革新派の荷をい手として保守的を基俊と対立
的位置におり、この両雄が歌壇的に進出して
きたこととあいまつて摂関家のいわゆる貴紳
廷臣である忠通の歌合に出席する機に恵まれ
、ここに文芸主義に徹した歌合が華々しく開
花され俊頼第二期の活動も開始されるのであ
る。この期に俊頼の判者となつた歌合は四度

に及び、そのうち三度までが、内大臣家へ忠通へ歌合であつた。左の通り。

(1) 内大臣家歌合

へ元永元年十月二日

(2) 内大臣家歌合

へ全 年十月十二日

(3) 内大臣家歌合

へ全 年十月十三日

しかも(1)は、全じ十月二日から十三日

までの僅かの期間に開かれてゐる。若き二十

二才の忠通がいかにこの歌合に熱心であつた

かが知られる。

それならば、内大臣家歌合は、いかなる

環境から催されたものか。これを歌壇史的に把握して更にこの歌合のもつ歌合的意義と俊頼の位相ということにつき述べ、最後に具体的な問題に入り、俊頼の判詞の内容を中心に、基俊と比較しながら、その判定の一致不一致にかゝわらず以下これまで設定してきた判詞の縦の展開という相において判詞の実態を分析して考えてゆきたい。

(1) 内大臣忠通歌合と俊頼

(元永元年十月二日)

この歌合は、内大臣忠通の家に催された三
 題（時雨・残菊・恋）三十六番の大きな歌合
 であり、判者が俊頼・基俊の両判になつてい
 る特殊性から、二人の歌論を対象する上から
 も重要な資料と言えらる。元永元年一一一八
 俊頼六十四才。歌人として最も活躍してい
 た期であり、基俊もまた学者として尊敬され
 ていた時であり、この両雄が革新と保守との

夫々の立場から判を加えていることはこの歌
合の作品そのものよりも実は歌合史、歌論史
上興味ある重要なことであつた。

この二人のことについては、

「基俊といふ者、この道稽古ありて、俊頼

に時々争ふ折あり。されば今の世まで二の

流れたりといへども、その骨俊頼に及ぶべ

からずしへ八雲御抄」

とある如く、俊頼に争をしかけた方は常に基
俊の方であつたが、歌人としては、俊頼には

及ばなかつたといふのである。これは短評で
 はあるが二人の人物・歌人論としては最も端
 的かつ要を得た評といへべく二人の歌合の判
 についてはずでに一期に「国信家歌合」に於
 てみてきた如く、更にこの二期に入つても二
 人の歌論的対立は依然として続く。

この歌合が三十六番の形式をとつたのも当
 時流行の三十六歌仙形式を踏襲したものであ
 ろう。

さて、これを主催した思通は、法性寺閑白

とも呼ばれ御堂関白道長直系の攝関家で関白
忠実の長子・鳥羽・崇徳・近衛・後白河四代
の関白を歴任した氏の統領貴神であり、元永
元年は、まだうら若き二十二才の青年内大臣
であった。二十五才にして関白へ保安二年（
）になり、以来氏の長者として攝関政治体制の
頂真に位置し政治万般を統師した偉大な政治
家であった。今鏡は
一四代の帝の関白にて、二度攝政と申しき。
昔もいと類なきことにこそ侍りけめ。太政

とある如く、殿曆によれば、九才の長治二年
 二月には「庚申歌合」を催してゐる程である。
 その他、本歌合主催までのものをみると、次
 の通り。

天永元年十月「十四才」

天永二年「作文和歌会」(十五才)

永久三年六月「作文和歌会」(十九才)

永久三年十月廿六日「前度内大臣歌合」

(十九才)「昼」(兼題)

永久三年十月廿六日「後期内大臣歌合」

(十九才) (一夜) (当座)

永久五年五月九日 (内大臣歌合) (二十一)

才)

永久五年五月十一日 (内大臣歌合) (全)

かくしてその後元永元年中には、四回も歌合

を主催しているほどである。即ち

元永元年七月十三日 (内大臣歌合)
元永元年十月二日 (内大臣歌合)

元永元年十月十一日 (内大臣歌合)

元永元年十月十八日 (内大臣歌合)

元永元年七月十三日（内大臣歌合）

などである。かくして大治以前までの歌合は
 その他を加えて十二度にも及んでいる。俊頼
 が、歌合に於て指導者として特に活躍するよ
 うになつたのは、この頃からのことである。以後
 大治まで俊頼は五度の判者を勤めてゐる。一
 基俊は二度、顕季は一度、いわゆるここに忠
 通歌壇が形成され、特に俊頼は、他の歌人よ
 りも重要な位置を占めるに至つたのである。
 この歌合を構成したメンバーは、左方に

これら	の	構成	×	ン	バ	ー	と	中心	通	と	の	関係	に	つ				
際	は	右	題	に	よ	り	左	右	入	交	つ	た	乱	番	で	あ	つ	た
先	、	宗	因	、	忠	隆	、	信	忠	、	兼	昌	、	時	昌	、	為	実
右	方	に	俊	頼	、	顕	国	、	雅	兼	、	道	経	、	基	俊	、	雅
上	総	公	、	俊	隆	、	師	俊	、	重	基							
信	濃	公	へ	永	実	女	関	白	家	女	房	、	顕	伴	、	忠	房	
あ	る	。	少	将	公	へ	俊	頼	朝	臣	女	関	白	家	女	房	、	
本	断	簡	に	よ	る	。	群	書	類	従	事	で	は	一	盛	方	と	
攝	津	公	、	定	信	、	女	房	へ	忠	通	、	盛	家	へ	廿	卷	

いては、すでに井上宗雄氏(注一)が委細に調査され
 ているのでくり返さないが、必要な作者につ
 いてその関係を示すと、忠通家歌合の中心を
 形成している作者は村上源氏顯房流の人々で
 まづい姻戚関係にあつたこと。すなわち、忠
 通の母(忠実室師子)は顯房(六條右大臣)
 の女であるから兩家は近親関係にある。
 この歌合の作者の中、雅兼、雅光、顯俊、
 は一何れも顯房の男、忠通の母方の叔父。忠
 房(顯仲の男)・顯国(国信の男)は忠通と

は母方の従兄弟同志。ことに顕国の姉妹は忠
通の妻という関係にて深く、同時に顕国の母
は関自家々司高階泰件の女という関係もある。
(2)尚、作者師俊は、村上源氏俊房の男であり、
忠通との関係はその兄師頼、師時らと共に深
く、ことに師俊は、その母へ平重経女一が中心
実と格別の関係があつた由で殿曆によると和
泉の一庄を預けられたとある。へ嘉承二年五
月一しかも師俊は俊頼の末娘の婿であること
は俊頼近親ということで特別に深い。

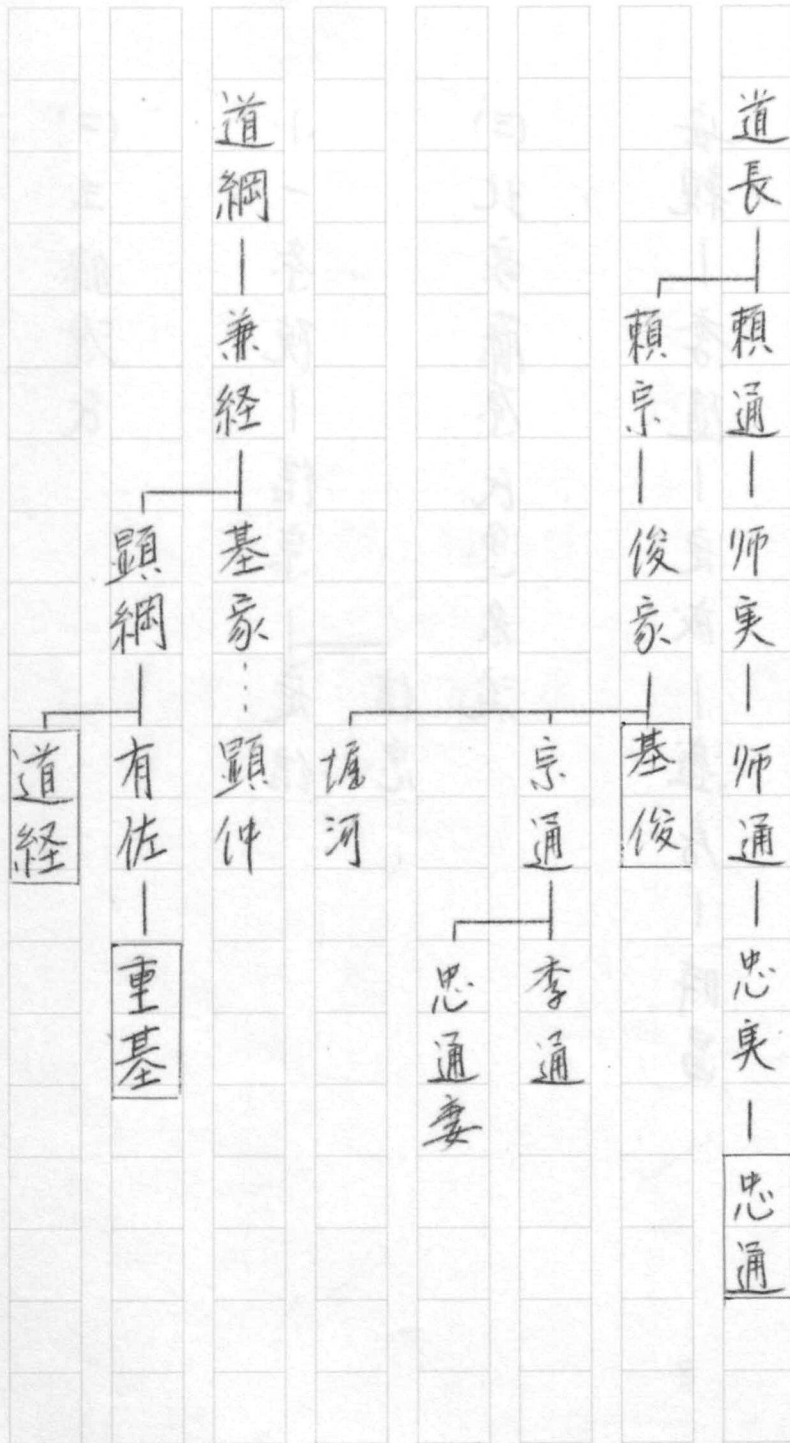
(3) 作者信濃公は、永実女。少将公は俊頼女で
 いずれも関白忠通家女房であり、永実、宗国
 ・盛家もみな関白家の諸大夫・家司職事とい
 う関係にあつた。道経の妻は、永実の姉妹、
 重基は道経の兄有佐の男である。

(4) その他、忠通と直接関係の不明な作者に
 三條源氏の定信、信忠兄弟、藤氏の時昌、忠
 隆がいる。しかし、このうち定信室の兄友実
 が師実司家で、源師時母と定信、信忠は従兄
 妹同志であることが知られるし、時昌は文章

生である。いわゆる学儒層歌人の系譜の人で、
詩・作文の会なども催した忠通がこいした学
儒系の歌人を作者に加えたことも理由あるこ
ととみるべきである。主要な系図を示すと次
の通り。

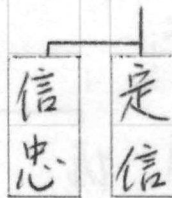
(E) 歌人系図

(一) 藤原北家攝關流略系



(二) 三條源氏

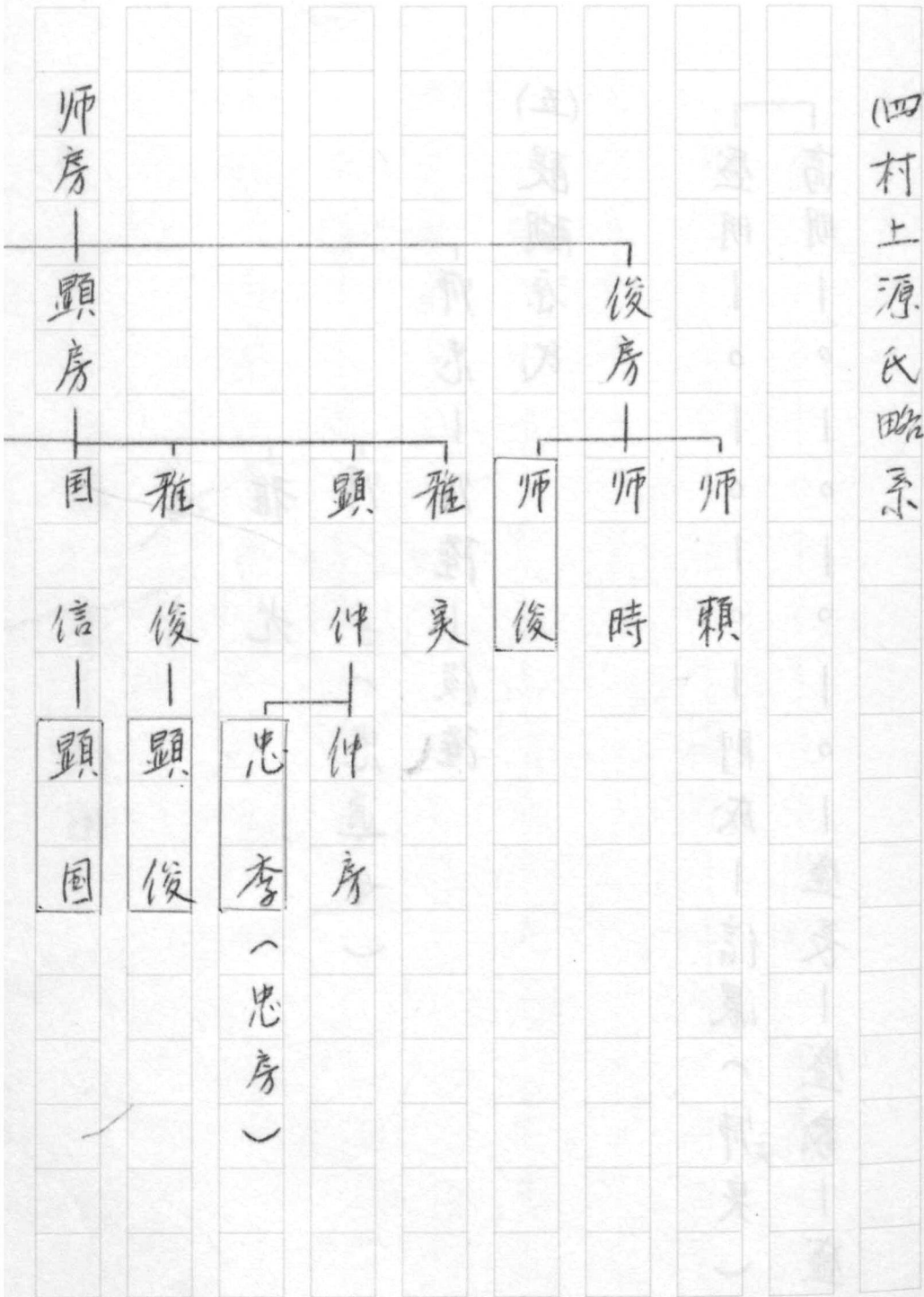
小一条院 | 信宗



(三) 北家藤原氏魚名流

安親 | 季隨 | 定成 | 盛房 | 時昌

(四) 村上源氏略系



(五) 醍醐源氏

师忠 | 师隆 | 俊隆

师子 (忠通母)

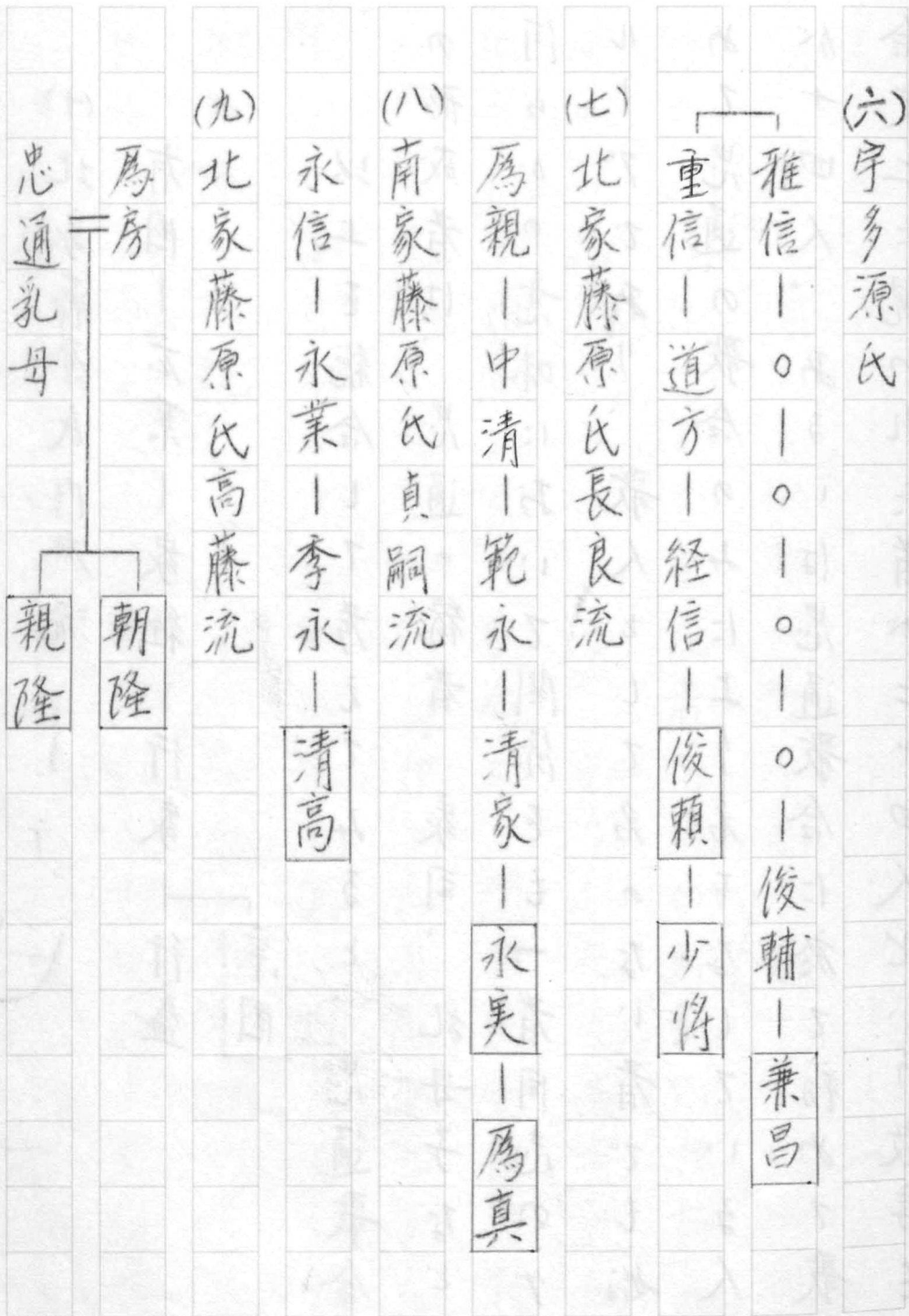
雅光

季房

雅兼 | 俊国

高明 | 盛明 | 盛长 | 盛家 | 盛定

盛明 | 则成 | 信浓 (师実)



(十) 北家藤原氏内麻流

有国 | 広業 | 家経 | 行家 | 行盛

宗国

以上を総合して考えてみると、忠通歌合

の形成者は、忠通の縁者、家司、乳母子など

何らかの意味において関係をもつ者同志のゲ

ループであり、歌人として名のない者でも始

めて忠通の歌合のみにより名をなしている人

が十四人。あるいは忠通歌合に於て初めて歌

合史上に現われた者が二十四人という数字を

(注2)

萩谷朴氏は報告されている。この点を中心と
 して同氏は忠通歌合が特殊なグループで閉鎖
 的であったことを主催者忠通の内向的性格の
 面から指摘されている。そうした主催者の性
 格のもとに開かれた歌合が、閉鎖的であつた
 ことは当然であり、いわゆる白河院近臣グル
 ープとは自から対立的位相にあつた。しかし
 その様な環境によつて形成された全般的忠通
 歌合において又本歌合において俊頼・基俊等
 の専門歌人層が新旧歌論をそのままの形でそ

の判詞の中に自由に持ち込んで新しい両判と
いう様式のもとに開催された所に本歌合の歌
合史上大きな意義もあつたわけである。

次に、本歌合の伝本について考えてみるに、

最も信憑すべきものには、陽明文庫蔵せ巻本

類聚歌合本と、その裁断されたもので諸所に

分蔵されているいわゆる断簡とがある。この

断簡は、^(注3)堀部正二氏によると、(1)馬越家一紙

二幅^{三寸}、(2)某家一紙^{五幅三寸}、(3)池田家一紙^{三幅}

二分、(4)原家一紙^{六幅}の四葉のみであり、

その書写年代は、元永頃で歌合扱講年時に最
 も近いものと推定されている。ところが、陽
 明文庫本自体もすでに断簡である。これとは
 別系統の伝本に宮内庁書陵部蔵桂宮本、内閣
 文庫蔵昌平坂学問所本及び群書類従本一巻第
 一八三所収一等があつてこれは、いずれも末
 流の伝本であるがこのうち最も広く流布され
 ているのが群書類従本へ完本一である。しか
 し、最も善本として価値ある陽明文庫蔵廿卷
 本が、断簡のため、現在各氏に分蔵された僅

か数葉の断簡によつてのみその片鱗を窺える
ことほまことに遺憾の外はない。類聚歌合の
研究に偉大な業績をのこした堀部正二氏の嘆
かれたことは、一入深かつたのであろうがわれ
く、後進また思いも等しくするものである。
さて、廿卷本と諸本では本文も多少の相違
があるが、一題の順序にもまづ相違がみら
れる。一廿卷本類聚歌合断簡の題は、一残
菊・時雨の順になつてゐるが、その他の諸
本では、一「時雨・残菊」とあり、この先後問

題に「は谷山茂氏もその歴史的変遷に
(注4)
 考察されてその是非は簡単に決められない
 ことを述べている。谷山氏の「歌合集」(中
 世篇)へ曰本古典文学大系」の本文は、以上
 のことから群書類従本を底本とし、その他の
 諸本を校合本にし、廿巻本によつて補入などの
 操作を施して複元にとめようと努力されて
 いる。「歌合集」へ曰本古典全書、峯岸義秋
 「は群書類従本を底本とし、図書寮本、内閣
 文庫本で校合をしている。へこの稿の本文は

日本古典文学大系小本「歌合集」によつた。
以下本文に入る。

（Faint, illegible text in multiple columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mirrored and difficult to decipher.)

(一) 趣向論

(1) めづらし

よもすがら嵐の音にたぐひつゝ、木の葉と共に

降るしぐれ哉へ一番時雨左
為勝人共
攝津公

に對して

つ俊頼云、前の歌は、心も詞もめづらし、から、

ね、といさせる難見えおれ。

とある。

(1) にとりあげてゐる問題は心と詞のいおれ

ともつ珍しからねどと評したこゝでである。

俊頼のめづらしさが両方ともに関係している

ことがはつきりここで知られる。それが、声

調の上と混在している場合は

(2) 一めづらしからねとすべらかに聞ゆし

(十一番時雨 左)

(3) 一めづらしげなけれどもなだらかなりし

(一番残菊左兩判爲勝)

などと評される。また、一珍らしげなし

と評されていても勝の例もある。

(5)

一古りてめづらしげなしレへ六番残菊右一
 がなくとも勝に判じたのである。また、当然
 るためで、その場合俊頼は、一めづらしげし
 とある。これは相手の歌に用語上の欠点があ

めづらしげなしレ
 るは、吾妹子が裳裾より落ちたる事なれば、

一露霜などの紅葉を染め、草木をうつろはす

に対して
 俊勝 重基一

(4)

柞原紅ふかく染てけり時雨の雨は色なけれ

どもへ十二番時雨左
 俊勝 重基一

の如く「たぐてし「めづらしげなし」は俊頼
のとらぬ歌である。
以上が「めづらし」の五つの種々相である
が、「めづらし」と積極的に讃めた歌は一首
もなかつた。すべて「珍らし」からねどしとい
う批評のしかたでその次にくる評語の方に重
みがかかってくる言い方である。それは逆に
言えばこの歌合における歌に俊頼が「めづら
し」を一首も発見し得なかつたためである。
「珍らし」を志向した俊頼にとつてはこの歌

(1)

合は、その点極めて不満であつたに違いない。

(2)

面白し

「珍らし」の趣向に近いのが「面白し」で

ある。次にその判詞を拾つてみると、

盃のしるてあひみむと思へども恋しきことの

さむる夜もなきへ一番恋 右基勝 顕国

に對して俊頼は

一、たぐみにて面白けれど、心およまるべき
 様の見えぬなり。盃と云ひては酒ありなん
 や。又飲むと云る事、大切なり。酒もなく
 て、飲むともいほでは、いかが強ふんとす
 る。又「盃の」と初に詠じ出さんもいかが
 有べからん。是は巧みに面白けれど、詞足
 らず。
 と、一首の歌の中に二回も「面白し」の評語
 を用い、いざれも「たぐみにて」という語と
 共存している。「たぐみにて」は表現技法とも

意であつたことの批難である。それが巧み
 とを指摘したのと同時に「盃」の語の不用
 「酒」の飲むなどの対応すべき語のないこ
 くに、「盃」という用語を出していながら、
 いる。これはその下の方に具体的に述べた如
 「心およまるべき様の見えぬなり」と評して
 俊頼は「面白けれど」と着想は認めているが、
 容を含む着想の方に近いと言えよう。ここで
 珍らししといふ内容のもつ趣向より、知的内
 関連してくるものであり、「面白しし」は、「

に面白ければとあるが一方においては一詞
足らぬと云う批評ともなつたのである。以
上の様にここは、着想と一詞との不均
衡であることの判詞であり、俊頼は一面白し
しとは評したが相手の「歌がら」のまぐれた
歌の方を勝にしている。基俊もこの歌に用語
上の難点をあげてはいるが「いとをかし」ぞ
侍るしとして勝にしているところ、俊頼と基
俊との和歌観の相違がはっきりみられる。
また、俊頼にとつては、古い表現には少し

(1)

音にさへ袂を濡らす時雨かな榎の板屋の夜半

(3) をかし

願う後頼にとつては全く無意味な歌であった。

といふ判詞がそれであり、これは、新奇を

へ六番残菊 左後持

す。又何にたる事もなし。

(2)

古言にて、おもしろしと覚ゆる事も見え

もおもしろさには感じなかつた。

の寢覚にへ七番時雨 左兩人共爲勝 定信)

「俊云、音を聞くに袂濡とよめる、いとを

かし。さもある事と聞ゆいと、俊頼はこの

歌を金葉集にも採用している。情趣の秀れ、

一ふしめるのを「をかし」と判じたのである。

同じく、

(2) 真袖もて朝置く霜を拂ふ哉 みへお移ふ菊の惜

しさにへ二番残菊左 顕因)

(3) 露結ぶ霜夜の数をかさぬればたへでや菊のう

つろひぬらんへ全 右兩判爲勝 師俊)

これに對しても「前歌、いとをかし。但し、
 「あへず移ふ」といへる事、たゞぬべしと次
 の歌は心詞いとをかし。但し、是もおぼつか
 なしとある。この番いに於て俊賴は二首と
 もに「をかし」と判じているが、いづれとも
 言語表現には問題があつたようだ。ことにこ
 こで注意すべきは、「心詞いとをかし」とあ
 ること、「をかし」は趣向内容のみでなく
 表現技法の詞の上にも含まれていたのである。
 俊賴の詞を尊重した態度が窺われる。

(4)

岩沼の下はふ蘆の根を重み隙なき恋を君知る

らめやへ三番 左兩判爲勝 女房(忠通)

に對して

「いとをかし。指^{セル}事不見^エ」と判じた。こ

の歌は金葉集七卷にも入集。俊頼も考れた歌

とみていたものであろう。その他

(5)

「いおれもく」をかし。レハ恋七番左右兩判爲勝

(6)

「なだらかにいとをかしく」レハ八番殘菊右

などあり。(6)の判詞は声調もよく情趣も深い

兩方を兼ねている場合であるが相手の歌の方

が「聞き馴れて」いたため歌合としては眞に
 なつてゐる。「をかし」と俊頼の判定した歌
 で基俊も「をかし」と一致してゐるのは(1)の
 みである。(2)は兩人とも勝にはなつてゐるが
 これは「をかし」のため勝つたのではなく、
 「文字づかひ」のすぐれていたためでこれも
 その規準は兩人とも同じ。俊頼と基俊とが稀
 に判定規準まで一致した例である。(5)も「兩
 判爲勝」になつてゐるが、これは規準の異な
 ったままそれ「ぐ」の立場で勝になつた例で、

(1) ・ (2) の如き例は極めて少ない。俊頼が「を
かし」の判詞を最も多く用いたのはこれまで
では、本歌合が始めであり俊頼が「をかし」
という理念を大切にしていた判是志向の態度がよ
く知られる。

(4) 歌めく

「歌めく」の評語はこれまでの歌合に於ては
 俊頼は使つていない。由來、「歌めく」とい
 うのは伝統的風姿概念を表徴する判詞であり、
 本歌合においても基俊は四度ほど使用してお
 り、その率は高く、(注5)おでに関根慶子氏の調査
 によれば、俊頼と共判の内大臣家歌合と奈良
 花林院歌合に於て俊頼の三倍以上にも達して

(1)

いる。事実、俊頼は新しく「節あるめづらし
い歌には、」歌めくしは用いていない。俊頼
の「歌めくしと評したのには、
絶おたく空の八島の煙にも猶立まさる恋も
するかなへ恋一番 左俊勝 攝津公
がある。基俊はこの歌には「歌めくしとは評
していない。また本歌合において俊頼が「歌
めくしために勝に判定しているのはこの歌一
首のみである。」

にはかなりの相違が見出される。俊頼が「歌
 し、一方は「をかし」と両者の判定規準の上
 と評した。この様に同じ歌に一方は「歌めく
 ず」と判じたが、基俊は「実をかし、こそ
 曰をなき」といへるわたり、恋の歌ともみえ
 るほど、歌めきたれど、一、下枝に波のかけぬ
 に訂して俊頼は「違あふことを松の汀にしといへ
 日そなきへ五番恋右基勝 定信」
 逢事を玉つゝの汀に年ふれば下枝に波のかけぬ

めくしと評したのは、この二首のみである。

(5) 古きこと

(1) はつ時雨おとふれ音信しより水茎の困の梢の色をしそ

思ふへ十一番時雨右兩判厚勝 時昌

つ色をしそ思ふしそ古き事よと耳にととま

る心ちするい

と後頼は判じているが、勝になつたのは、

水茎しという用語を認めつつのことであり、

I426

(4)

此の歌にては聞きつかぬ心地をする。

つたとい古き詞なりとも、詠みたる事あらん。

る心地する。へ十一番時雨 右 両判爲勝)

(3)

つ色をしを思ふ。ぞ、古き事よと耳にとゞま

へ八番時雨 右)

(2)

事多し。是は古なれば、同じ程のことにてや。

つ古き事とこそ見給れ。彼はおぼつかなき

頁かである。以下、判詞のみを摘記してみると、

ている唯一の例である。がこれ以外は、持が

つすべらかレと俊頼の評した相手の歌に勝つ

(15)

前の歌古言にて、おもしうしと覚ゆる事も

へ二番残菊 左 顕国

見えず。又なになる事もなし。次の歌も古

りてめづらしいげなし

へ六番残菊左(俊持) 右(基勝)

(6)

末はことのはかに古りたり

へ十一番残菊 左(雨判) 右(勝)

(7)

左右共にさせる難みえず、古めかしきは

常の事なれば、ひとしとや申べからん

へ恋六番 左(俊持) 右(基勝)

ば	こ	で	し	古	及	で			(8)
は	れ	詞	て	い	ん	あ	↑	る	↑
は	を	の	用	こ	で	る	古	べ	こ
両	基	古	語	と	い	が	き	し	と
人	俊	さ	面	の	る	(2)	こ	レ	の
と	と	に		対	の	(5)	と	へ	ほ
も	対	つ	(5)	象	で	は	レ	恋	か
勝	照	い	(7)	は	こ	夫	と	士	に
に	し	て	(8)	(11)	れ	々	俊	香	古
し	て	の	評	(12)	を	古	頼	右	め
て	考	評	語	(13)	加	工	の	し	か
い	え	の	の	(14)	え	の	こ	。 仍	。 仍
る	て	方	着	(16)	る	こ	と	。 前	。 前
が	み	が	想	(17)	と	と	に	の	の
、	る	多	面	(18)	十	一	つ	歌	歌
基	と	い	か	(19)	例	き	き	・	・
俊	、	。	ら	(20)	に	二	二	勝	勝
は	例		の	(21)	な	回	回	た	た
↑	え		の	(22)	る	に	に		
を			の	(23)	。				
			批	(24)					
			評	(25)					

かしきしで勝にしている。俊頼のつめづらし
くれないと判じたのが、基俊ではつをかしく
感じたのである。また(8)の如く俊頼がつこと
のほかには古めかしくと判じているのに、基俊
はついとをかしくとすましている様に、その
他の判詞にしても凡そ、対立的关系に立って
いるのが多く、つをさしとということについて
ては、基俊は、この歌合においてただ一度、
つみじく古めきたれどし

へ時雨四番左

基勝)

と使つているのみであり、しかもこれを勝に

判定している例からも、すでにこの二人の和

歌観はその出発点から分岐していてどうする

ことも出来なかつた。

(6) ーじレのこと

(4) たましひ有り

霜枯るゝはじめを見おは白菊の移ろふ色を惜

しまがらまし
へ七番残菊
右俊勝
雅光

に對して俊賴は、左の歌と比較してこの歌に
「今少したましひ有こちす」といふ判定を
下している。「たましひ有」と言つたのは、
ここだけで他に例をみない。これは、心の情
趣に關連する内容的な判詞であるが、單なる
「をかし」又は「心あり」とも異なり、何か
きりつとしたもの、対象にくい入る志向の強
さを表現したものの様に思われる。俊賴は、
右の歌について「たましひ有る」と点にひか
れてゐるが、基俊は伝統的な平凡な左を勝と

した。

(12) 心も得ず

○は惜しや雲居がくれにす玉龍も思ふ人には見

えけるものを

へ二番恋

左俊持

俊頼

この歌は、基俊との結番であり、基俊が

「雲居がくれに住む田鶴」と誤つて判をし

た有名な俊頼自詠の問題作である。

さて、俊頼はこの自詠に「心も得ず異様無

極歌にこそ待めれ」と謙遜し持の判を下し

たが基俊は自己の歌を「歌がらもあしからね
ば」と勝を与えている。「心を得ず」とは、
趣向内容に属する「着想」の表現技法の問題
で、俊頼は非常に謙譲したものの言い方を
している。着想がはつきりせず、異様極りな
き体の歌と判じたのである。しかし、これは
自歌への評語で「心得ぬさま」の系列に属する
が、他には一度も使用していないところから
特殊な評語で俊頼にとつてはさほど重要なも
のではない。

れと反対に、心止めたることも待らぬ中にも

にかたからじと判じているが基俊は全くそ

なきにあらず。さもと聞ゆれば勝とも申さん

この二首に対して俊頼は右の歌に「思ふ心

果成けりへ全右俊勝・忠隆」

のおさふればあまる涙は守山のなげきにあたる

し人もとひ来ずへ九番左基勝・道経」

の逢ふことの今は交野となりぬればかりに問こ

(ハ) 思ふ心

と判じている如く心がないとみているのであ
る。ここには、種々な心の問題がひそんでい
るのであるが、この心の内容を分析してみ
ると、俊頼の判じた「思ふ心」には、かなり
知的表現技法の要素が含まれている。この歌
に「いていえば、」守山は近江の守山に「
漏る」を懸け、「嘆き」には「木」を懸けた
表現技法が内在する。こゝしたところには俊頼
は「心」をみいだすのである。現に俊頼はこ
の一首を「金葉集」に入集せしめてい
る。

以上のことから、考えられるのは、俊頼は本
 ものであった。
 問題もまた俊頼と基俊の和歌観の差異を示す
 見出すのであり、この二首をめぐると心の
 照であり、心細くともそうした情趣的世界に
 優位に考えたのである。これも基俊らしい観
 また、左の歌の伝統的素材をよんだ歌の方を
 細くは見え侍るべと判じて勝に決定させた。
 かつたのである。従つて基俊は左の方を、心
 ころが、基俊には、こゝした心には関心がな

歌合に於ては「心あり」と明確に判じた評語はなく、その心に関連しての問題を「たまたまあり」と思ふ心「心も得ず」といふ形で判定している。「も」と「心も得ず」は「国信家歌合」「俊忠家歌合」などの第一期時代に「も」で見られたが、本歌合では、それが自詠に「いつての判詞で謙讓的な私情もあり、他の判詞とや、區別して考える必要がある。」「心あり」の判詞も第一期時代から現われているが、その使用率は低くも「と下つて第三

期時代に多く使用される傾向を示している。

（そのことについては後述べる。）

(二) 風姿論

歌がらなだらか・巧み

「歌がら」とは、歌の品のことであり、歌

全体の風姿に関する判詞の評語となった。

で、この評語は「国信家歌合」の判詞にも俊

頼は用いているが以後、しばらくとだえて、

本歌合になつて再び使用したといふのがその
実態である。ここで注意しておきたいのは
例えは(1)「歌がらな、だ、ら、か」と(2)「歌がら、
み」とは関係はあるが内容としては、異な
る。すなわち、(1)は声調に関係した風姿論で
あり、(2)は趣向に関係をもつ風姿論であると
いふことである。「歌がら」といふ風姿概念
により統一されてゐることは共通するがその
内容は、いささか異なつてゐることは注意し
ておくべきことであらう。まず、登場するの

が次の様な歌である。

(1)

時雨には色ならぬ身の袖笠も濡るれば薫る物

にそ有けるへ三番時雨・左俊勝・少将公

に對して俊頼は「色ならぬ身」といへる、着

たりける衣の白かりけるにや、我身を色好に

あらずといへるにや。衣の色しろきならば

色変るといはむことかたし。我身を色好なら

ずといはば、袖笠薫るらん事、又かたし。お

ほかた歌がら、はなだ、らかなり、と判じた。

の批評はいかにも歌人俊頼らしいきめの細か

(2)

すを示してゐる。むしろ難点を委細に指摘し
た書きぶりであるが風姿として「ただらかし
と」いう点を「買って勝に判定して」いるのである。
「ただらかしは」すべらかしにも通ずるもの
であるが、「ただらかし」の評語を用いたのは
本歌合が始めで、第一期時代はすべて「すべ
らかし」であつた。(第二期には「すべらかし」一例あり)
八重菊の花の袂をみかずとや霜のうはぶを
猶かこねらん(四番残菊・右俊勝・忠房)
に對して俊頼は

一花の袂をあかず思はむことは、誰か思ふべ
 きぞ。なほ着たる人や入るべき。もし菊を
 主になしたるにや。されば八重菊といふ事
 たがひぬ。されど、歌がら巧みなりけると
 ぞ見給ふる。

と判じた。これは歌の主体の不明確さをつい
 た批難で、このことは基俊も全く同じ意見で
 あつたが、俊頼は「歌がら」の巧みであつた
 ために勝としてゐる。風姿の中にたくみな着
 想が漂よつており俊頼の勝にした理由もおそ

(3)

らくその辺にあつたのだらう。

露霜の曉置の朝ごとに移ひまさる白菊の花

へ八番残角・右・道経

右歌はなだらかにもいとをかしくこそ。

朝置霜のしなといふ事聞なれ侍り。

これは、風姿・情趣・表現技法など俊頼の

志向する三つの要素の混在した判詞であるが、

「是は事あり類なる物かな。猶前の歌を増た」

らんとして負けている。なだらかで情趣的

であつても内容的空疎な歌であれば俊頼は勝

(4)

を与えていないのである。
 絶えずたく室の八島の煙にも猶立まざる恋
 もするかなへ一番恋・左俊勝・攝津公
 に対して俊頼は、絶えず焚くとは僻事だ
 これは野中に清水の水蒸気のたつのが煙の如
 く見ゆるのであるから、それを焼くと云うこ
 とはとうだろう。と写実的な立場にたち一応
 疑問を投げかけているが、但し実の煙とのみ
 読み果たれば、なとか、工もいはぶらんや、歌
 ばら、は悪しくもみえお、と判じた。下野や

室の八島に立つ煙おもひありとも今日こそは
知れしへ古今六帖三たどの伝統に立つでの
許容であらうし、こうした境地に「歌がら」は
悪しくもみえずしの判定がなされたものと思
われる。ここで考えられることは、いふれも
俊頼はその表現手法について必ずしも賛同
はしていないが、勝にしているのは、「歌が
ら」の「ただらかさ」の巧みさによつた
めであつた。「歌がら」のまぐれている歌に
は少々内容上、或いは表現上問題点はあつて

(7) (6)

ま
る
心
ち
す
る
し
へ
時
雨
十
一
番
・
右
兩
判
為
勝
し

ま
こ
ゆ
色
を
し
ぞ
思
ふ
ぞ
古
き
言
よ
と
耳
に
と
ど

初
時
雨
の
歌
め
づ
ら
し
か
ら
ね
ど
す
べ
ら
か
に

右
は
な
だ
ら
か
な
れ
ど
恋
の
心
す
く
な
し
し

あ
な
お
そ
ろ
し
し
へ
時
雨
七
番
・
右
し

ふ
べ
か
り
け
る
と
み
ゆ
。
こ
れ
は
前
の
歌
勝
に
や

(5)

次
の
歌
も
な
だ
ら
か
な
り
。
末
の
七
文
字
を
お
も

そ
の
他
判
詞
の
み
の
諸
例
を
あ
げ
る
と

こ
こ
に
風
姿
を
尊
重
し
た
彼
の
態
度
が
う
か
が
え
る

も
俊
頼
は
そ
れ
ら
に
は
一
応
目
を
つ
む
っ
て
い
る

「左は、恋の心見ゆれど、体詞優ならず。」

へ恋五番・左俊持」

等あり、(5)は風姿としては秀れてゐるが文字

遣いに問題あり、(6)は「なだらか」ではある

が恋の題意に副つていないために負となつた

例である。(7)は用語としては耳とまるが風姿

としてすぐれ兩人とも勝にした歌。(8)は「体

詞優ならず」と評した点、風姿・表現にも関

係した優であることに注意すべきである。」以

上八例が本歌合における風姿として俊頼のと

りあげた歌である。ところでは、基俊が「なだ
 らかし」の評語と用いているのは本歌合に於て
 は僅か二回にすぎない。しかもこれを俊頼と
 比較してみると、基俊が「なだらか」と判じ
 ているのに俊頼が全じく「なだらか」と判じ
 たのは一首もない。これなどは、同じ「なだ
 らかし」という概念について二人の考え方に
 かなりの相違点がある証左であり、これは、唯
 に「なだらか」に限らず二人の判詞の不一
 致という新旧両思想の対立でもあった。

(三) 声調論

ここで考えねばならぬことは、(二)において述べた風姿論としての「なだらかしとの関係」である。そこで述べたように声調論としての「なだらかしをここでとりあげたい。それは主として詞のつづけがらくる表現論ともまた関係がある。

俊頼の「なだらかしは風姿としての場合の方が多いのは、(二)で見えてきたのであるが、

判詞の上で言語表現からくるつづけがらをこの(三)に於て筆者は取り扱うという立場である。この立場からここにとりあげられる歌は次の二首である。

1. 霜さえて枯れゆく小野の岡べなる榎の朽葉に

しぐれ降るなり(時雨五番右基勝・基俊朝臣)

に對して俊賴は

「後歌岡べなるすべらかにくだらず。榎の朽

葉もいかが、朽ちなば音づれずもやあらむ。

あながちの事かし。

と判じている。基俊の歌である。俊頼は、以
上の様な判詞を下して持としているが基俊は
この自作に「櫛の朽葉におとづれむ時雨は、
今少し聞きなれたる心地ぞし侍る」と俊頼と
全く異なって自歌讃で勝にしている。さて、
ここで俊頼の「岡べなるすべらかにくだらず
と評したのは、明らかに用語として流暢性を
欠いたことを指摘したものである。これは、
風姿としての「すべらかなでなはいことはすべ
に理解出来るであらう。

風姿としての方が声調としてよりも多かった
という結論を得るに至った。

(四) 表現論

(1) 言ひ馴れし詞・耳にとゞまる詞・

川あやしくも時雨にかへる袂かな猪名の笠原さ

して行^{ゆけ}どもへ時雨二番俊持基勝・女房

猪名の笠原さなどいへるわたり、言ひ馴

れたり。と判じている。これは時雨と

「猪名の笠原」といふ個有名詞の「笠」との
 関係をおもしろくみただ表現技法を「言ひ
 馴れたり」と評したのである。即ち、詞の表
 現が洗煉されよく熟していることを言つたも
 のである。

(2) さもこそは榎の両下葺まやぶきからぬ瀧るばかりに
 も打つ時雨かな（六番時雨左持 師俊）

の歌にも

「榎の両下葺まやぶき」など、言ひ馴れたり。末に「

打つ時雨を詠めるおぼつかなき

とある。これは、言ひ馴れた「槇の雨下葺」
詞と白氏文集三にある次の、
「耿耿残燈背壁影・蕭々暗雨打窓声」
における
漢詞直訳の「打」時雨との詞の不調和を
指摘した評語であり、一首の中にひとところ
言ひ馴れた詞があっても他に不適當な用語が
あれば勝にならないのである。そこで俊賴は
「その筋に言はで、見苦しからず構ふる也」
と和歌的に表現することを要請しているので
ある。なお、関連するものに、

(3)

〇「朝置く霜のしなどいふ事聞きなれ侍りし

一八番残菊左俊勝基持

がある。聞きなれる。といふことは、言

いなる。と表裏の関係にある判詞で読者側

から言った判詞である。この「言ひ馴れし詞

でないのである。耳にとどまる詞である。

「色をしぞ思ふ。しぞ古き事よと耳にとどまる

心ちする。し。十一番時雨右雨判為勝

(4)

「果の「置きつる」を耳にとまる心地すれど
もさまでは何れへ一番残菊左兩判為勝」
以上の判詞は、いづれも一つの語が耳に引
かかかって、言い馴れてない用語として俊賴
の例示したものの。

復活した形をとつたとみるべきである。勿論、
俊頼としてほ、詞の優ということを忘れてい
たのではない。『無名歌合』に於ては情趣と
しての優も表われておる。唯、はつきりと詞
の優という判詞がここで久々現われていると
いうことである。以下、具体的に例示する。
① 露結ぶ霜夜の数をかさぬればたへでや菊の
うつろひぬらんへ二番残菊右両判為勝師俊
にっいて『文字べかひ優なれば勝りてぞ見ゆ
る』とあるのがそれで、『此歌の心は夜ごと

(2)

に露の霜になるやうに聞ゆれば、僻事ならん
 べとあり心としては適當でないといふのであ
 る。そこで後頼も「おぼつかないけれど」と條
 件をつけて勝にしたのは、唯に「文字づかひ
 が優であつたためである。基俊も「品にすぐれ
 ねど、露結ぶ霜夜の数など、文字一つきあし
 く待らねば」とあり、勝の理由もここでは兩
 者一致している。
 澤事をまつのは、年ふれば下枝に波のかけぬ
 日ぞなき
 へ五番恋・左後勝

(3)

表		っ	合	現	く	を	と	っ
現	と	猶	は	の	も	指摘	ある	左
を	判	の	、	緊	申	した	のは	は
意	じ	枯		密	しが	たも	、	恋
味	ら	葉		性	が	ので	歌	の
す	れ	と		を	たし	、	の	心
る	る	い		志	し	っ	風	見
の	。	へ		向	と	姿	姿	ゆ
で	っ	る		した	も	異	と	れ
あ	憎	、		俊	言	に	詞	ど
る	き	い		頼	っ	し	と	、
。	様	と		の	て	て	が	体
	と	憎		態	い	、	優	詞
	ほ	き		度	る	と	で	優
	、	様		が	。	も	な	な
	優	なり		よ	風	か	ら	ら
	で	り		く	姿		ず	ず
	ない	。		窺	と		、	、
					表			

はさもと聞ゆ。勝りてもやらん。と判じた。

情趣としては勝れているが、文字づかひし

としては幼なかつた例である。

その他、

(6) 冬枯にといへる文字聞えかぬる心地して

侍るを万葉集によめる事たしかに覚侍らず。

(八番残菊・左俊勝基持)

(7) 村菊をさなげなり(十番残菊・左)

(8) 末の七文字を思ふべかりけると見ゆ。

一七番時雨 右

等はいずれも、文字づかひに關する判詞で

ある。

(3)

文字づきのこと

(1)

おつづから残れる菊を初霜はわが置けばとぞ

思ふべらなる(一)番残菊・右

俊頼)

俊頼はこの自詠歌についで、べらなる」と

いふ事は末の世には聞きもつかずと人々申さ

るれどもさる事と聞ゆとて左の勝とす。とある。

俊頼髓脳にも「べらなり」といふことはげに

昔の詞なれば、世の末には聞きつかぬやうに

きこゆとあり、つらし、かも、いも、まに

く、いまはたゞ、みわたせば、こゝちこそ

すれ、わびしかりけり、かなしかりけり、つ

つ、そも、し等の用語をも併せ述べている。し

かし、俊頼として、結局、よくつづけつ

ればとがとも聞えおしといふのがその持論で

あつた。基俊はこの歌については「因果の
べらなる由も、いかなることの文字続きにか
めらんと聞き馴れぬやうに覺ゆれば」として
否定している。

文字表現について俊頼は、「文字づかひと
と「文字」づき」と區別して使っている。「
文字づかひ」としては、(2)にその具体例を
示した如く、主としてその文字自体の表現技
法であるが、「文字」づき」といふことにな
ると、他の詞とのつづき方を直接の対象とす

(5)

橘の枯葉山といへる、いと憎き様なり。

か、れ、へ十一番時雨、左

(4)

かづけども、いとへること、前にあるべき、

れ、れ、へ、右

(3)

暗部山と云て、暗しとも云、暮れぬともいひてこそ、いかが越ゆべきとは云べけ

(2)

神無月旅と、続くべしとも覚えず。

か、つ、て、い、る、こ、の、種、の、判、詞、を、み、る、と、

る。この点も、俊頼は非常に大切にとりあつ

1447

(7)

(8)

(7)

(6)

散りしく庭の柄の葉と侍れば、次弟あし

柄の葉の散りしく庭とこそいふべけれ、

文字づき硬げにぞ聞る(悪八番左 基勝持)

残菊二番右判為勝

露結ぶと初に置れたるほいかた。

一時雨四番左基勝

ふほど、無下にあらはなり。

水鳥の青葉の山と続け、梢を染むるとい

いはめ、(十二番時雨右基勝)

枯葉といはん、続か、ず、ほ、こそ、すも

きびちびする。L。(三番時雨右基勝)

以上の諸例は「文字つぎL」というそれ自体の評語はなくても、そのよくな「つぎき柄Lを意味する判詞をも(3)・(4)・(7)・(9)等」含めて示した。作歌に当たって句の置きかえなど考えて推敲することは多く、筆者自身など長い作歌の経験からこのことについては少なからず苦勞もしてきた。同じ語句でもつぎけ方・位置の移動によつて一首全体の変化が起り得るのであり、歌人俊頼の作歌過程にも

室山として神無月と言はむこと、おぼつかた	つ俊云、神無月とは月次の月の名なり。御	るしぐれ哉。一八番時雨左。雨判共為持。盛家。	神無月三室の山の紅葉ばも色に出でぬべく降		(14) 字余りのこと。みらわなること		表われたもゝと思われ	とが歌合の判詞として以上の様な形となつて	そのことは実践されてゐるし、また、そのこ
----------------------	---------------------	------------------------	----------------------	--	---------------------	--	------------	----------------------	----------------------

要	文	も	悪	も	字				
は	字	き	し	字	余	り	聞	文	し
よ	が	こ	く	余	り	と	よ	の	、
く	七	え	聞	り	に	聞	さ	ハ	證
っ	文	ず	ゆ	の	ふ	ゆ	に	文	歌
っ	字	し	れ	こ	れ	れ	付	字	や
け	の	と	ど	と	た	ば	て	あ	あ
れ	場	あ	も	に	も	、	よ	ら	ん
ば	合	り	、	つ	の	い	む	。五	、
よ	し	又	よ	い	で	て	也。	文	、
く	の	、	く	て	あ	、	是	字	、
、	例	三	っ	、	る	あ	は	の	、
っ	歌	十	っ	っ	る	あ	あ	六	、
あ	も	三	け	三	べ	ら	ら	文	、
ら	あ	字	つ	十	か	は	は	字	、
わ	げ	一	れ	四	ら	に	に	有	、
し	て	始	ば	字	む	余	余	七	、
に	い	め	あ	あ	し	り	り		
意	る	の	し	ら	と	た			
識	が	五	と	ば	、				

的な字余りについては必おしも賛成していな
い。この場合もそうである。

(5) おぼつかなし

表現技法について俊頼は、実作者として委
細に追求し、一首全体、或いは一つの詞でも
それが明確を欠ぐ場合には、すべて「おぼつ
かなし」と評している。本歌合に於て最も頻
度数の多い判詞である。第一期時代の「国信

家歌合しに「おぼめかる」し「一度」、
忠家歌合しには「おぼつかぬ」し「二度」など、
この種の判詞は使用されているが、その頻度
数はごく少ない。第二期時代に入り、この「
内大臣家歌合」に至ると、急速に増加してい
ることが目立つ。これは、本歌合が大規模で
あった故にもよるうが、それだけではなくて、
俊頼が表現というところに非常に深い関心を示
し始めたことに大いに影響されていると思わ
れる。

(1) 次に、具体的な判詞を摘記してみよう。

(1) 時雨の部

(1) つかたみなせりと添へまたる詞、おぼつか

なし、し、へ一番・右、
な、し、し、へ一番・右、

(2) つかともにおぼつかなしと聞ゆれば、持とや

定め申すべし。へ二番・左右

(3) 水漏りてといへる、おぼつかなし、

へ五番・左俊持

(4) 系に、打つ時雨と詠めるそおぼつかなき、

一六番 左基持

(5) 神無月とは月日の月の名なり。御室山と

て神無月といはむこと、おぼつかなし

一八番 左兩判共

(6) 木の葉とともに時雨といひて、越えわづ

ろふはおぼつかなし。一九番 右

(7) 漏らましかば、またの日人づてにこ

そ聞かましと、おぼつかなくぞ聞ゆる。し

(まほし)類徒本

一十番 左俊持

(8) 山の高嶺をめぐるといへること、おぼつ

かなし、
し

へ右・基勝)

(2)

残菊の部

(9)

心詞いとをかし、
ただしこれもおほつ、
か

なし、
し

へ二番右為兩勝利)

(10)

つされどこそ無き歌に、
おほつ、
かな、

持とぞ申べき

へ五番右)

(3) 恋の部

(11) 7 また明日よりは恋しといはん事かたし。

たしかにも聞えねばおぼつかたし。
(ぬは)類従律

(十番左俊持基勝)

以上十一の例である。その批評対象となつ

たのは、一首全体の情趣的内容、詞の表現い

ずれにも亘っていることで、心と詞、いづれ

とも表現上不明確なことを許さない俊頼であ

った。おほかた歌のよしといふは、心を先

も
苦
し
か
り
け
り

へ
七
番
恋
・
左
・
兼
昌
)

恋
せ
じ
と
思
ひ
な
る
瀬
に
よ
る
波
の
か
へ
り
て
そ
れ

(四)
本
歌
取

知
ら
れ
る
の
で
あ
る
。

歌
合
判
詞
の
内
部
に
浸
透
し
て
い
た
こ
と
が
十
分
に

が、
「
お
ぼ
つ
か
な
し
し
と
評
し
た
俊
頼
の
具
体
的

て
よ
む
べ
き
な
り
。と
言
つ
た
歌
論
の
根
本
的
基
底

と
し
て
め
づ
ら
し
き
ふ
し
を
も
と
め
、
詞
を
か
ぎ
り

俊頼はこの歌に対して「初の五文字明言を
冒したれば、うち聞くに思ひ出られぬ。古人
もかやうの詞まるべしとこそ申されけれ。劣
るべきにや」と判じた。明言とは、有名な古
歌の言葉をとりてそのまま表面に顕わしてい
てすぐにそれとわかる歌のこと。後世の本歌
取のうち、いわゆる判詞的な考え方に立つも
ので俊頼も、これを認めている。ここでは「
恋せじと御手洗川にせし禊神はうけおそなり
にけらしも」へ古今集巻第十一

を指すものと思われ。 (袋草紙には、「明
 言」が「名、歌、なれば、」
 となつてゐる。) なお、
 ○山の端に二十日の月のはつ／＼に見しはか
 リにやかくは悪しき (悪八番左・盛家後持
 基勝) は「山の端にさし出づる月のはつはつに妹
 をぞ見つる悪しきまでに」 (人麿集) や、「ね
 て待ちし二十日の月のはつかにも相見し事を
 いつか忘れむ」 (坂上是則) などをも本歌として
 いる。 俊頼は(2)に對して「古歌にかゝる歌の
 ある心地するは僻覺にや。 未やすこし変りた

らん。と評した。また次の

(3) ○冬くれば散りしく庭の梅の葉に時雨立音なふ

深山辺の里 (時雨三番右・雅兼・基勝)

は、[「]神無月深くなりゆく梢よりしぐれて

渡る深山辺の里 (後拾遺集・永胤法師) を

本歌としていることを指摘し、「古き歌を悪

し。様。に。取。り。な。し。た。と。見。ゆ。る。し。と。判。じ。た。の。は

注意すべきで「俊頼髓脳しにも本歌取りの事

についで多く例をあげて「これかやうに

詠み勝ることのかたければ、かまへて詠み合

(2)

に	お	白	に	雨	と	濡	初	一	「
対	も	菊	か	に	判	れ	て	起	前
し	ひ	も	な	無	じ	け	知	る	歌
て	け	移	わ	関	た	れ	と	て	は
、	お	ろ	な	心	。	け	い	聞	、
「	む	ひ	い	で	。	れ	へ	き	時
人	一	に	の	あ	。	ば	ば	事	雨
に	五	け	で	る	。	、	、	な	す
忘	番	り	あ	と	。	起	寝	ら	げ
ら	残	憂	る	い	。	エ	入	ね	な
れ	菊	き	こ	う	。	は	た	ど	き
た	・	人	と	こ	。	ぐ	る	は	様
る	右	の	ど	と	。	と	が	は	に
人	・	心	で	は	主	見	、	漏	聞
の	女	ば	あ	題	題	ゆ	漏	り	ゆ
恨	房	か	ろ	と	と	し	り	て	。
み	」	り	う	し	し	て	衣	は	時
た		と	。	の	の	時	の	雨	は
る		な	。	。				は	
に		に	。	題					
、		に	。	意					

常に読む節也。恋の歌とぞ云べき。菊の歌と

は見えずしとある。基俊もこの点については

一致して「題の心深からざればしと判じてい

る。

(3) 暗部山いかゞ越ゆべき神無月木の葉と共にし

ぐれ隣也へ九番時雨・右・信忠)

に對して「木の葉の散るを「見て越えむ事

を思ひしへ「し内は廿卷本断簡により補入」煩

ふならば紅葉の歌とや聞ゆるしへ群書類徒

本では道とあるが、廿卷本断簡による」とあ

るのも題の心にあわぬことを指摘したもので

ある。

その他

(4) 可しづえに涙のかけぬ目ぞなき山といへるわ

たり、恋の歌ともみえずし

へ五番恋 右基勝

(5) へ左は、恋の心見ゆれど、体詞優ならずし

へ全 左俊持

(6) へ左は時雨の心なくて、偏に紅葉の歌にて侍

ればし、へ十二番時雨左俊勝

などの判詞を見出だす。題意論については
 これまでの判詞にもしばしば俊頼は発言して
 きている。その頻度は必ずしも多くななくても
 実は、「心の問題とも関連する俊頼の歌論
として注意しなければならぬ面をもつてい
る。

(2) 元永元年十月十一日

内大臣忠通歌合と俊頼

元永元年十月二日内大臣忠通歌合が開催さ
れて僅か九日目に行なわれたのが(二)のこの歌
合である。一日の中に昼夜二回の歌合を開催
した例からみればへ永久三年十月二十六日歌
合一歌合に執心の忠通が、十日足らぬの間に
歌合を聞くことも決して珍らしいことではな
い。
ところで、本歌合は廿巻本類聚歌合巻第十
二の目録と廿巻本断簡二葉三首(川部家蔵・
藤田家蔵)で忠通・季房・盛定の歌を知るの

みである。標題の部が残されているので、題
 が「雨後寒草」ということと、出席歌人が、
 忠通・季房・師俊・盛家・尹時・重基・忠隆
 ・朝隆・清高・盛定の十人で、判者が俊頼と
 いうことだけは今日判明されている。他の伝
 写本も全くない。判詞も僅かに
 〇く(み)るまゝに時雨イる空は枯れゆけど廿狭のか
 れ葉はなほぞかはらぬ（三番右勝・源盛定）
 に対し「右歌無咎、仍勝」という短評が残つて
 いるのみで内容批評にはなっていない。出席

作者からみて例の忠通グループで常連の催した
極めて小規模な歌合であつたろう。堀部（注）氏は、
五番位の小さな歌合であつたろうと推定され
ている。当日は、判者も、判もなく俊頼は、
次の十月十三日に同じく忠通歌合の判者にな
っているので、それ以前に、或は小規模であ
つたから、十三日の当日に追判を献上したの
かも知れない。こうした理由から、本歌合は
俊頼判詞の研究としては資料不十分でこれを
省略した。

摘
 され
 てい
 るこ
 とで
 ある
 。歌
 人は
 兼
 昌・
 忠

た
 もの
 であ
 るこ
 とは
 、す
 びに
 峯
 岸
 義
 秋
 氏
 が
 指

計
 十
 八
 番
 で
 当
 時
 流
 行
 の
 三
 十
 六
 歌
 仙
 形
 式
 を
 襲
 う

内
 容
 は
 、
 千
 鳥
 ・
 初
 雪
 ・
 鷹
 狩
 の
 三
 題
 各
 題
 六
 番

ま
 た
 僅
 か
 二
 日
 目
 に
 開
 催
 し
 た
 の
 が
 本
 歌
 合
 で
 ある。

元
 永
 元
 年
 十
 月
 十
 一
 日
 の
 歌
 合
 に
 つ
 づ
 い
 て
 こ
 れ

(3) 元永元年十月十三日

内大臣忠通歌合と俊頼

隆・雅兼・女房・宗国・顯仲・師俊・道経・
顯国・盛家・定信・雅光等十二人。いおれも
忠通歌合における常連のメンバーで、歌合に
既出の歌人達であり、俊頼が判者を勤めた。
題により左右入交る乱合の形をとっている。
さて、本歌合は、廿卷本類聚歌合卷十二大
匠家下に収録された原本として三井家所蔵一
巻があるが外にこの忠実な江戸初期の転写本
としての書陵部本と萩谷朴氏所蔵の和学講談
所本の二本の伝存があるのみである。

本歌合現存本には、俊頼の判詞は存して
ない。俊頼は、忠通と共に本歌合に歌三首を
残しているのが注目される。

の塩釜の煙にまよふ浜干鳥おのが羽交をなれ
ぬとや鳴く一干鳥

②石の上(神)昔のあとも初雪のふりつむまゝにぬ
づらしきかな(初雪)

③夕まぐれ山がたつきて立つ鳥の羽音に鷹を
あはせつるかな(鷹狩)

以上の次第で、本歌合も俊頼の判詞が存し

ていなのので(2)と同様に後頼判詞の対象にな
 らないのので省略した。

(4) 保安二年九月十二日

関白内大臣忠通歌合と俊頼

元永元年の一年間それも同じ十月中にこれ
 まびみて来た通り、忠通は、内大臣歌合に
 を三度も、矢つぎ早々に歌合を開催し、俊頼
 は、この三度とも判者に委嘱されている。忠
 通二十二年、俊頼六十四年の時であった。以
 後、しばらく時が流れ三年目に至り本歌合が

久々に忠通の家にて開催された。忠通はこ
の年三月五日に閑白に仕ぜられており南都北
嶺の僧徒等の紛争もあり政局極めて多端な時
代を迎え、歌合などの文雅にのみ執心するわ
けにもゆかなかつたのであろう。若き25才の
閑白忠通の政治的重責もまた大であつた。本
歌合の構成内容は、小月・野風・庭露の秋季
三題に恋の人事二題を加え各題七番計三十五
番七十首といふ大規模の歌合で、歌人にも左
方に女房・俊頼・忠通、雅光・宗国・重基、

親隆の七名、右方に明賢・基俊・足信・師俊、
 道経・時昌・為真の七名。歌合史上に唯一度
 顔を出した明賢と初出の親隆を除けば、大方
 忠通歌合の常連の歌人達である。ことに興味
 あるのは、俊頼と基俊の新旧代表の二人が夫
 々結番されて五首を詠んでいることである。
 ここには忠通の文芸意識というものが、かな
 りはっきりとうかがわれる。
 ところで、こうしたかなり大がかりな純粹
 歌合の形をとった本歌合に、誰を判者とする

かといふことは大きな問題であり、二十巻本
では、一判者、前左衛門佐基俊とあり、明
らかに、基俊一人の判者になつてゐる。こ
ろが、本歌合には、基俊の判詞が書き記され
てゐる（堀部正二氏指摘の第一類の筆者）のみでなく紙背に同
筆、同時の別な判詞が写されてゐるのである。
つまり、表書判詞と裏書判詞の二種がここに
生じてきたわけである。堀部正二氏は、この
紙背の本文を俊頼の追判と判断（注）された。実は
この判断の典拠は清輔の袋草紙下巻に「関白

殿歌合、保安二年九月十二日判者俊頼基俊
 とはつきりと記して更に裏書の判詞を三番ほ
 ど例示し、俊頼云々と決定的な俊頼判とみて
 いることに起目しているのである。堀部氏は
 この「袋草紙」の抜抄をその説の基底にした
 ためにこの様な結論になつたのであるが、実
 はその後の研究によつて、袋草紙↓堀部
 正二説は誤謬であることが今日では明かにさ
 れた。

すでに久松潜(注9)一博士は、本歌合について

「群書類従本には基俊判とあり、袋草紙遺篇には合判として三番ほどあり」と疑問の形で提出され、^(注10) 関根慶子博士も俊頼判詞の調査にあたってはこの裏書について「それは基俊の判詞と殆ど一致し、疑問を存するので今は孫らないう」と述べ俊頼歌論の資料としてこれを外している。しかし、通説には、兩判を区別する説がなお行なわれてきた。この説に立脚しているのが、堀部正二氏を始め岸義秋博士である。ところだが、^(注11) 小松正氏は、表書の判

詞と裏書の本文とを子細に検討調査して裏書
 の本文は俊頼のものでないことを発表された。
 その理由を簡約すると(一)、本歌合全三十五番
 の中、三十番が表書と裏書とが悉く一致して
 いる。(二)、全三十五番中、二十五番まで内容
 評論的傾向が一致していて裏書は当座判的記
 録で表書は後日判の清書の体裁を備え何れも
 判者は同一人である。(三)、恋一番左俊頼の「
 秋かへす」の歌が、表、裏の判とも一致し、
 「秋かへす」を疑っているのは大治元年八月

「攝政左大臣歌合」の七番恋左歌の俊頼の歌
「秋の田のかるほどもなくかへされて」にお
ける同じ「かへす」のことに「き俊頼自身の
弁護説明していることと矛盾している。
(四) 俊頼のよく用うる「すべらかし」なだら
かしく「すくよかし」等がこの裏書判詞には一例
も見出だされない。以上のことをあげて、裏
書の俊頼判でないことを論証している。さら
に萩谷朴氏(注ル)も、表書、裏書の判詞は俊頼の歌
論的性格とは全く相容れないことを指摘して

いる。筆者もこれらの諸賢の説と全く同意見
 であり、判詞の書きぶり、歌論の内容からみ
 て俊頼の判詞でないことを重ねて主張したい。
 ただ、考えられることは、清輔が「袋草紙」
 に俊頼基俊判なることを記入しているには、
 何らかの理由はあったであろう。例えば、俊
 頼判なるものが別に存在していたかも知れな
 い。そのことは当時における俊頼の判者的位
 置から言つて、さらには忠通歌合とのこれま
 での関係からも考え得ることである。ただし

かし、袋草紙のように、俊頼の判でない
ものを決定的に「俊頼云」として書いたのは
何としても清輔の誤認であつたと判断せざる
を得ぬ。こゝしたことから本歌合の判詞は、
俊頼判の資料とするのは不^レ適当であり、ここ
では省略したのである。

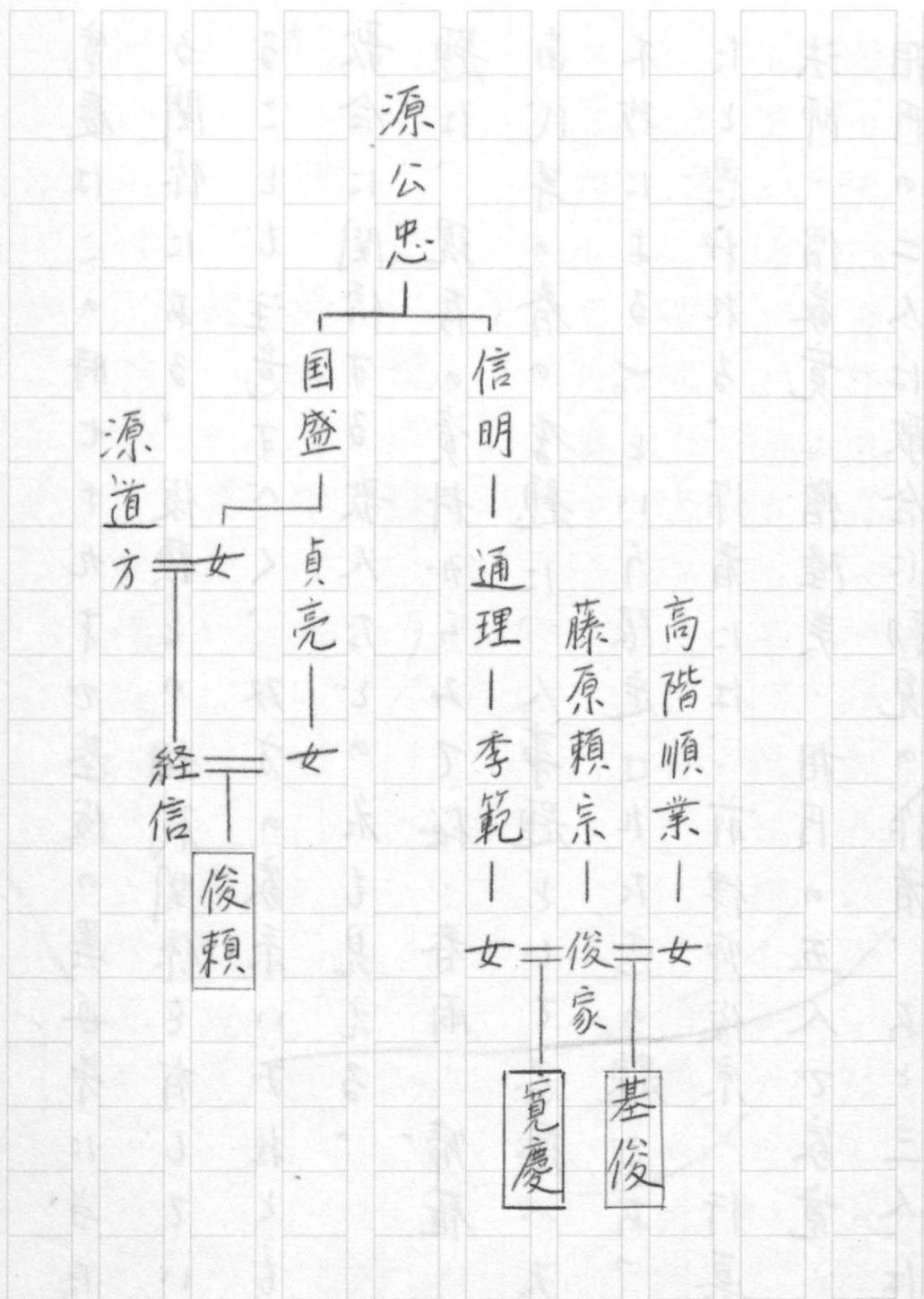
(15)

保安三年二月廿日

無動寺歌合と俊頼

俊頼の二期時代最後の歌合の判者となつた
 のが本歌合で、俊頼六十八才。場所は比叡山
 の南嶺無動寺であつた。由来無動寺ではしば
 しば歌合が催されており歌合史上縁故の深い
 寺院であり、保安三年二月、無動寺檢校は、
 權僧正寛度であつた。『袋草紙』下巻による

と、一判者俊頼基俊とあり歌六首を伝えて
いる。ところで寛慶は、保安二年十月六日權
僧正に昇任すると同時に天台座主に補せられ
ておる。この歌合は、おそらくその慶祝の歌
合であつたらう。俊頼と基俊とを判者とした
のは、当時歌人の双壁であつたというだけで
はなく、寛慶と俊頼・基俊とは姻戚関係を有
していたためでもあつたらう。系図を示すと
次の通り。



寛慶はこの時七十九才で基俊の異母弟に当た
る関係にある。俊頼との姻戚関係を有してい
ることにも注意すべく、双方の家系いおれとも
歌合に関係する歌人などの名も見える。
題は、現存の資料からみて桜・春雨・帰雁・
苗代等の春の季題に、人事題として忍恋へ夫
木抄による」という限定された恋の題であつ
たと思われる。作者には、前律師俊宗・行真
法師・僧家寛・僧隆美・相円の五人で家寛・
相円の二人は歌合に初見の作者、あと三人は

後の天治元年五月の「無動寺歌合」にも出席

しているがいおれもその伝は明らかでない。

以下、本文により僅かながらも俊頼の判詞を整理してみよう。

(一) 表現論

(1) 耳にとどまる

右

苗代

僧

隆美

(1) かせ川を瀬瀬の井堰にせきとめて水ひきか

くる小野の苗代

あり、	(1)	暫為	「俊頼云、	(2)	人し		ろ有りてよむべき也とて、	「俊頼云、
こと	(2)	「右勝」	「あみのいは	すあみのいは	れぬ身のみ	左	よむべき也とて、	はじめの
に	こ	レ	「あみのいは	はですぎぬる	おもへばう	恋	とて、	五字耳に、
いは	と		「はですぎぬと		しまどに		左勝」	と、
初句に	ば		「云事全不知」		ひきは	隆実		ど、
おける	の							ま、
耳に	表							る。
と	現							思
ま	に							ひ
る	つ							ひ
こ	い							ひ
	て							ひ
	の							ひ
	批							ひ
	評							ひ
	で							ひ

柄 も も 朽 た さ め	(3) 里 も 荒 れ よ 人 も ふ り よ や 山 桜 み て こ そ 芥 の	桜 左 頁 宗 国	(二) 内 容 論	を な し て い る 。	え ず し と 云 う 古 歌 の 證 歌 を 求 め よ う と し た 評	批 評 で あ り 基 俊 も あ み の い は で 古 歌 に み	き ぬ し と い う 語 の 耳 馴 れ な い こ と に つ い て の	と ば に つ い て の 論 で ・ (2) も あ み の い は で す
---------------------------------	--	---------------------------	--------------------	---------------------------------	--	--	--	---

つ 俊頼云、花はさきそめてはほとなし。をの

ゝ えのくちむ、あまりなりとて右勝。基俊

同難之。但為特。

春雨 左同

僧俊宗

(4) 佐保姫の柳の糸は絶えせねど玉ぬく雨のか

つ こぼれつゝ

右

僧家竟

(5) しめじめと降る春雨のなかりせばいかでか

みまし花の濡れ色

つ 俊頼云、濡れ色は紅葉などこそめでたけれ。

花は濡れてまさると見えぬ。雨をばいとひ

こそすれ。とて左勝し。

(3) (5) における俊頼の判詞は、いわば歌の内

容に ついての批判で歌人俊頼的な判詞である。

これまでの判詞についても特に作家らしい俊

頼の批判も随分多かったが、判詞の型を類別

したので一々この方面における判詞について

は多く述べなかつた。唯、この無動寺歌合に

おいては、歌数も少なく、(一)表現 (二)内容と

二つに類別してまとめた。他の風姿、趣向、

声調、歌病、題意などについての判詞はここに
においてほみられなかった。

（以下は透写された文字列）

(9)

「日本文学評論史・古代中世篇」

(11)

「肉白内大臣家歌合判詞考」

(7)

——二十卷本裏書は果して俊頼判か——

(4)

(文芸研究・昭和三十三年七月号)

(3)

「藤原公家文苑」

(5)

「中世文学の発展」

(1)

「新刊『源氏物語』の成立」

主